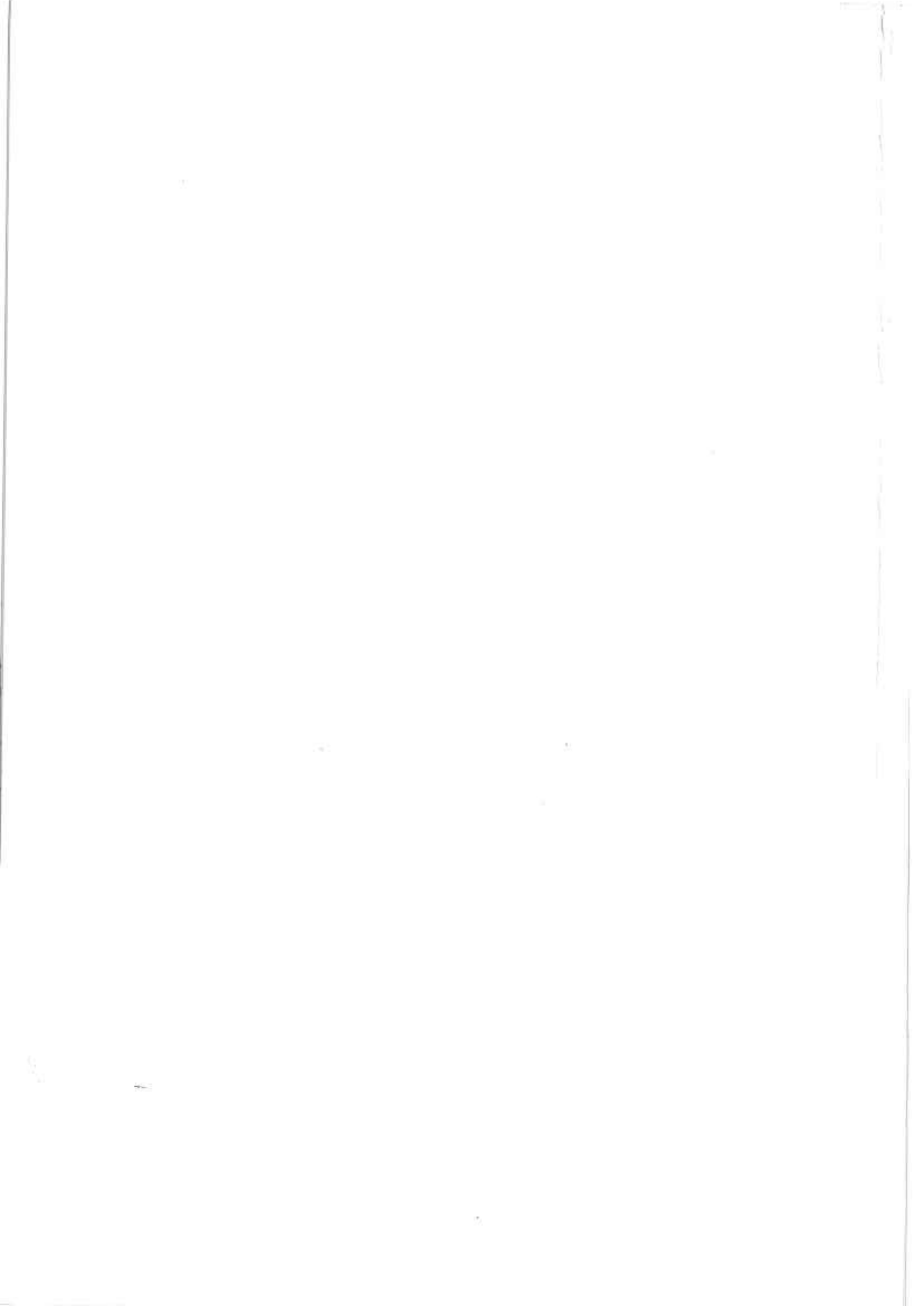


よりよいパートナーシップを目指して

富士宮市男女共同参画プラン



富士宮市





21世紀を間近に控え、女性と男性が共に社会に参画し、性別にとらわれることなく生き生きと充実した人生を送ることができる社会を目指し、「富士宮市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

このプランは、長い歴史の中で形成された、「男は仕事・女は家庭」に代表される、性別によりその役割を固定的に考えてしまう意識と、それに基づく社会慣行、行動様式などを見直すことで、お互いに理解し尊敬し合い、性別を問わずあらゆる分野に分け隔てなく参画することのできる「男女共同参画社会」を実現するための指針となるものです。

行政はこのプランの推進に向けて、最善の努力をしてまいります。「男女共同参画社会」の実現にあたっては、市民の皆様の参画と行動が不可欠ですので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、このプランの策定にあたり、貴重なご意見を賜りました、富士宮市男女共同参画プラン懇話会委員の方々をはじめ、関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成11年(1999年) 3月

富士宮市長 渡辺 紀

第Ⅰ章 概要

ページ

基本的な考え方

1

- 1 策定の目的
- 2 基本理念
- 3 基本視点
- 4 性格
- 5 期間
- 6 構成
- 7 体系
- 8 体系図

策定の背景

4

- 世界の動き
- 日本の動き
- 静岡県の動き
- 富士宮市の動き
- 女性施策の経緯【年表】

第Ⅱ章 基本計画

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

7

基本方針1 家庭と地域における男女共同参画の推進

8

- 基本方向(1) 家庭における男女共同参画のための地域支援の強化
- 基本方向(2) 地域における男女共同参画のための環境整備
- 基本方向(3) 男女共同参画を目指す団体等の支援

基本方針2 政策・方針決定への男女共同参画の推進

11

- 基本方向(1) 市政への男女共同参画の推進
- 基本方向(2) 民間団体等における男女共同参画意識の醸成
- 基本方向(3) 市女性職員の職域の拡大と能力開発

基本方針3 女性の国際協力・交流の推進

14

- 基本方向(1) 女性問題の解決に向けた国際協力・交流の推進
- 基本方向(2) 外国人が住みやすいまちづくりの推進

基本目標Ⅱ	男女共同参画を目指す生涯学習の推進	16
基本方針1	家庭における男女共同参画のための学習活動の推進	17
	基本方向(1) 男女共同参画の視点にたった家庭教育の推進	
	基本方向(2) 男性の生活自立の支援	
基本方針2	男女共同参画意識の定着を図るための施策の推進	19
	基本方向(1) 性別役割分担の解消に向けての意識づくり	
	基本方向(2) 性別役割分担の解消に向けての環境づくり	
基本方針3	学校における男女平等の推進	21
	基本方向(1) 男女平等を促す教育の推進	
	基本方向(2) 教員における男女共同参画の推進	
	基本方向(3) PTAにおける男女共同参画の推進	
基本方針4	社会教育における男女共同参画の推進	24
	基本方向(1) 女性問題解決のための学習機会の充実	
	基本方向(2) だれもが参加しやすい学習環境の整備	
基本目標Ⅲ	男女共同参画の視点にたった労働環境の整備	27
基本方針1	女性の就業機会の拡大と職業能力の育成	28
	基本方向(1) 女性の雇用機会の拡大	
	基本方向(2) 再就職に向けての支援	
	基本方向(3) 女性の職業能力の育成	
基本方針2	職場における男女平等の推進	31
	基本方向(1) 男女の均等な待遇確保の推進・啓発	
	基本方向(2) 男女がはたらきやすい環境の整備	
	基本方向(3) 農業・商工業等自営業における女性の参画促進	
基本方針3	家庭責任を持つはたらく男女の支援	34
	基本方向(1) 男女の家庭と仕事の両立支援	
	基本方向(2) 母子・父子家庭対策の推進	

基本目標Ⅳ	男女共同参画を支えるための女性の健康と福祉の向上	36
基本方針 1	子育ての支援	37
	基本方向(1) 子育ての不安に対応した支援の強化	
	基本方向(2) 地域における養育活動の充実	
	基本方向(3) 保育サービスの充実	
基本方針 2	高齢社会に向けた施策の充実	40
	基本方向(1) 介護者の支援	
	基本方向(2) 高齢者の社会参画の促進	
	基本方向(3) 生きがい対策の推進	
基本方針 3	母性の保護と母子保健の充実	43
	基本方向(1) 母性の保護	
	基本方向(2) 母子保健の充実	
	基本方向(3) 女性への暴力の排除	
基本方針 4	女性の健康づくりの支援	46
	基本方向(1) 心とからだの健康づくりの支援	
	基本方向(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進	

第三章 プランの実現に向けて

1	庁内推進体制の充実	48
2	プランの進行管理	
3	市民意識の反映	
4	女性センターの活用	
5	国・県への働きかけ	

資	料	51
---	---	----

日本国憲法(抜粋)	策定経過
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	富士宮市男女共同参画プラン総話会設置要綱・委員名簿
北京宣言及び行動綱領目次(総理府版訳)	富士宮市男女共同参画プラン(案案)に対する提言書
男女共同参画2000年プランの施策の基本方向と具体的施策	富士宮市女性行政推進会議設置要綱・委員名簿
男女が共に創るしずおかプラン施策体系	(仮称)富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキング グループ設置要領・メンバー名簿

第I章 概要

基本的な考え方

1 策定の目的

富士宮市では、目前に迫る21世紀に向けて、明日の富士宮市を創造するための指針として、平成8年(1996年)に「第三次富士宮市総合計画」を策定しました。この計画において、将来都市像を「富士山の自然を守り安らぎと活力にみちた国際文化都市」と定め、豊かな富士山の恵みに感謝するとともに、その大切な自然を守り、市民がさまざまな災害や事故などから安心して暮らすことができ、同時に大きく変化する社会・経済情勢の中でも活力を持ちつづけ、常に新しい活気を生み出す「まちづくり」を進めています。

現在、国内においては、少子・高齢化、国際化、情報化が進展しており、社会・経済情勢が大きく、しかも急速に変化しています。この変革期に対応し、将来にわたって活力があり、安心して生活できる富士宮市を築くには、男女を問わず市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に共に参画し、共にその個性や能力を発揮し「まち」の発展を支えることが重要です。

この「男女共同参画プラン」は、従来からの固定的な性別役割分担を解消することで、男性も女性もその性別にこだわることなく、社会のあらゆる分野で共に個性や能力を発揮することができる社会づくりを通して、将来都市像の実現を目指すものです。

2 基本理念

市民一人ひとりが、その性別にかかわらず、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担って社会の発展を目指す「男女共同参画」の視点に立ち、男女が個性を認め合うことで、それぞれのライフスタイルにあった生き活きとした「富士宮市」を実現するためには、「男性と女性は平等である」ことが基本です。しかし、私たちの周囲を見渡すと、実際にはさまざまな分野で性による不平等が残っており、女性であるという理由だけで家庭や職場での役割や立場が限られてしまったり、個性や能力を発揮しづらいといった現実があります。

「日本国憲法」には、すべての国民は基本的人権を享有し、法の下に平等であって、どのような差別も受けることなく、また差別をしてはならないとうたわれています。このプランは、男女を問わず、すべての市民が一人の人間として、お互いの人格や生き方を尊重し合うために、性による差別をなくし、実質的な平等を確立することを目的として、このプランの基本理念を、

「人権の尊重と男女の平等」とします。

3 基本視点

男女共同参画社会を実現するためには、行政でおこなわれる施策はもとより、家庭、学校、職場、地域等あらゆる分野における「市民一人ひとりの自発的な努力」が必要です。このプランの役割は、これらさまざまな分野でおこなわれる自発的な努力を結び付け、社会全体の男女共同参画につなげるための指針となるものです。

なかでも、家庭は、すべての分野に関わる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、家庭を軸とした各分野との連携を重視してこのプランは策定されました。

4 性 格

- (1) このプランは、「第三次富士宮市総合計画」をはじめ、富士宮市の主要な計画との整合性に留意し、市民、民間団体、企業等と行政が連携を図りながら、総合的かつ効果的に男女共同参画社会を形成するための行動指針となるものです。
- (2) このプランは、国の「男女共同参画2000年プラン」及び静岡県の「男女が共に創るしずおかプラン」を踏まえ、基本理念、基本視点、基本目標、施策の方向等を明示するものです。

5 期 間

このプランの期間は、平成11年度(1999年度)から平成17年度(2005年度)までの7年間とし、実施時期については次のように表示します。

〔A〕：すでに実施している事業の継続及び拡充

〔B〕：平成11年度(1999年度)から平成17年度(2005年度)までの7年間で実施する事業

6 構 成

このプランは、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本計画

基本計画は、男女共同参画社会実現のため、7年間で取り組むべき施策を総合的に示したものです。

(2) 実施計画

実施計画は、基本計画に沿って具体的な事業を定めたものです。この実施計画は別に策定し、社会・経済情勢や、女性を取り巻く状況の変化等により、毎年見直しをします。

7 体 系

このプランでは、基本理念に沿い、男女共同参画社会を実現するため、4つの「基本目標」を掲げました。

I あらゆる分野における男女共同参画の推進

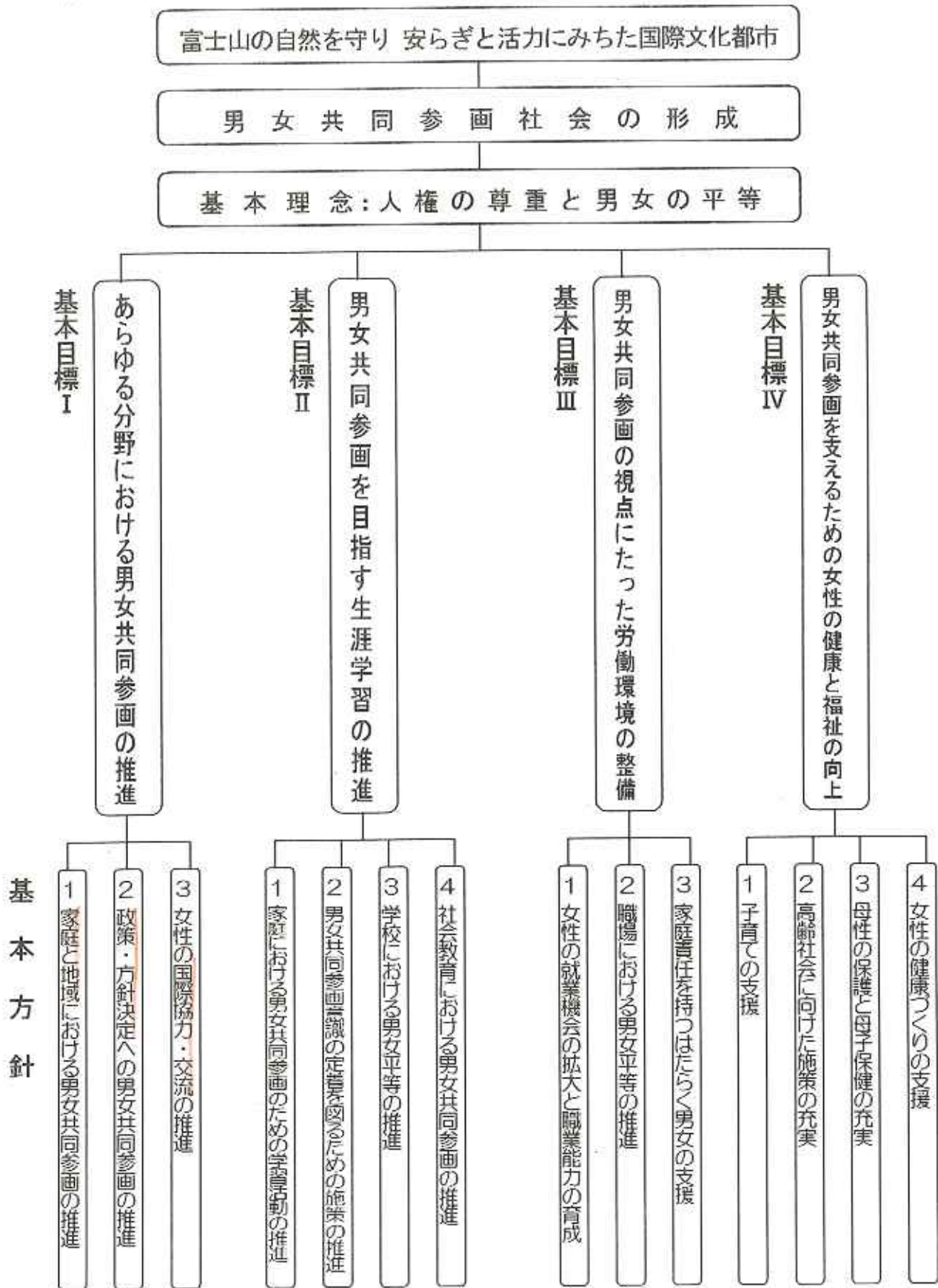
II 男女共同参画を目指す生涯学習の推進

III 男女共同参画の視点にたった労働環境の整備

IV 男女共同参画を支えるための女性の健康と福祉の向上

さらに、基本目標を達成するための14の「基本方針」、36の「基本方向」を設定し、これらに基づき延べ150の主要施策を推進します。

8 体系図



策 定 の 背 景

【世界の動き】

第2次世界大戦を経て成立した国際連合は、国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約などを採択し、人権の尊重と男女の権利の平等をうたいました。さらに昭和42年(1967年)「婦人に関する差別撤廃宣言」を採択し、世界が目指す方向として、性差別撤廃を明示しました。各国は、これらを踏まえて男女平等の達成に努めたものの、事実上の平等を確保するには程遠いものでした。

国際連合は、女性の地位向上を図るため、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、メキシコにおいて「国際婦人年世界会議」を開催しました。そして、「国際婦人年」の目標を達成するために各国が採るべき行動指針として「世界行動計画」を採択し、国際的な男女平等の実現へ第一歩を踏み出しました。

また、翌年の昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)を「国連婦人の10年」と定め、「平等・開発・平和」を目標として、世界規模での行動を起こす期間としました。

昭和55年(1980年)には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間世界会議が開催され、後半期プログラムを採択し、性による差別禁止の原則を具体化した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約・巻末資料参照)の署名式も行われ、男女平等の実現に向けて各国がとるべきガイドラインが示されました。

「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60年(1985年)には、ナイロビで世界会議が開かれ、10年間の成果の見直しを行い、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(以下「ナイロビ将来戦略」という。)を採択しました。

平成2年(1990年)には、国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略」の見直しを行い、実施ペースを早めることが求められました。

そして、ナイロビ会議から10年目の平成7年(1995年)、北京において「第4回世界女性会議」が開かれました。この会議は、「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための第2回目の見直しと評価を行い、「北京宣言及び行動綱領」(巻末資料参照)を採択しました。「行動綱領」は、女性の地位向上のために、行動を起こすこと及び行動を起こすために女性が力をつけること(エンパワーメント)に関するアジェンダ(予定表)と位置づけられており、西暦2000年に向けて取り組むべき優先行動分野を示しています。

【日本の動き】

国際連合の取り組みを受けて、わが国でも昭和50年(1975年)に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が、総理府には「婦人問題担当室」が設置されました。さらに民間有識者からなる「婦人問題企画推進会議」を発足させました。昭和52年(1977年)には「国内行動計画」を策定し、以後10年間にわたる課題を明らかにし、女性問題解決へ向けてさまざまな施策を展開しました。男女雇用機会均等法の制定、民法、国籍法及び国民年金法の改正等、法律・制度面での整備が進められ、昭和60年(1985年)には「女子差別撤廃条約」を批准しました。

昭和62年(1987年)に男女共同参加型社会の実現に向かって、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が

策定され、制度上のみならず實際上の女性の地位向上への取り組みがなされました。平成3年(1991年)には第1次改定が行われ、「共同参加」から「共同参画」に改められ、育児休業法も成立しました。

平成4年(1992年)に女性問題についての政府内部の総合調整にあたる「婦人問題担当大臣」が任命され、平成6年(1994年)には「婦人問題担当室」を改組して「男女共同参画室」が発足しました。平成7年(1995年)には、介護休業法が成立し、育児や介護などの家族的責任を負った労働者を男女を問わず差別しないとともに、職業的責任と家族的責任を両立できることを目指した国際条約である「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」(通称「ILO第156号条約」)を批准するなど、あらゆる分野で男女が平等に活躍できる社会の実現に向けて施策が展開されています。

また、平成7年(1995年)9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」における「行動綱領」において、西暦2000年までに各国が取り組むべき新たな課題が数多く提示されたことを受け、平成8年(1996年)7月に、内閣総理大臣の諮問機関である「男女共同参画審議会」が、男女共同参画社会について、その定義、理念、目標を明らかにするとともに、その実現について、わが国の社会・経済情勢の変化を踏まえつつ、おおむね2010年までを念頭に目指すべき方向を示した「男女共同参画ビジョン」を答申されました。

そこで21世紀を切り開く新たな価値を生み出し、男女がより質の高い生活を実現できる男女共同参画社会の促進を期して、平成8年(1996年)12月「男女共同参画2000年プラン」(巻末資料参照)を策定しました。

【静岡県の動き】

静岡県では、国際婦人年の「世界行動計画」の呼びかけや、「国内行動計画」の策定など、国内外での動き及び県民の要望を受けて、昭和61年(1986年)に、「婦人のための静岡県計画」を策定しました。

また、社会・経済情勢の変化に対応した女性関連施策の一層の推進を図るために、昭和62年(1987年)に生活環境部に「婦人課」、労働部労働福祉課に「就業婦人室」を設置しました。平成3年(1991年)には、「婦人のための静岡県計画」の見直しを行い、男女共同参画による21世紀の静岡県づくりを目指して「婦人のための静岡県計画(修正計画)」を策定しました。

さらに、平成5年(1993年)に女性総合センター「あざれあ」を開館するとともに、平成6年(1994年)には「婦人課」を「女性政策課」、「就業婦人室」を「就業女性室」に改組しました。

平成8年(1996年)には「男女が共に創るしずおかプラン」(巻末資料参照)を策定し、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、能力を発揮し、共に責任を負い、等しく利益を享受できる社会のシステムづくりを通じて、活力とゆとりに満ちた社会づくりを進めています。

【富士宮市の動き】

富士宮市では、平成5年(1993年)女性行政の窓口として、教育委員会に「女性青少年課」を設置しました。平成7年(1995年)には、女性行政の総合的かつ効果的な推進を目指し、助役を長とする「富士宮市女性行政推進会議」を設置しました。また平成8年度(1996年)からの「第三次富士宮市総合計画」において、男女共同参画の実現を市政の重要な施策として位置づけました。平成8年(1996年)には「女性青少年課」を「生涯学習課」に改組するとともに、「女性係」の体制を強化し、平成11年(1999年)には、総合計画に基づいて「男女共同参画プラン」の策定、「女性センター」の開館と、男女共同参画社会づくりを推進しています。

女 性 施 策 の 経 緯【年 表】

元 号 (西 曆)	世 界 日 本	静 岡 県	富 士 宮 市
昭和 47 年 (1972 年)	1975 年を国際婦人年とすることを決議		
昭和 50 年 (1975 年)	国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 世界行動計画を採択 1976 年から 1985 年「国連 婦人の十年」と決定	内閣総理大臣を本部長とする 「婦人問題企画推進本部」を 設置	
昭和 52 年 (1977 年)		「国内行動計画前期重点目 標」決定	労働部に婦人問題担当窓口を 設置
昭和 54 年 (1979 年)	女子差別撤廃条約採択		
昭和 55 年 (1980 年)	「国連婦人の十年」中間年世界 会議開催 (コペンハーゲン) 女子差別撤廃条約署名		生活環境部に婦人対策室を設置
昭和 56 年 (1981 年)	女子差別撤廃条約発効	「国内行動計画後期重点目 標」決定	
昭和 58 年 (1983 年)			生活環境部に婦人青少年課を設置 「婦人のための静岡県計画」 策定委員会に、計画の基本構 想・基本計画案を諮問
昭和 59 年 (1984 年)		国籍法及び戸籍法の一部改正 (父母両系主義)	
昭和 60 年 (1985 年)	「国連婦人の十年」最終年世界 会議開催 (ナイロビ) 「西暦 2000 年に向けての婦人 の地位向上のためのナイロビ 戦略」採択	国民年金法改正 (女性の年金 権確立) 男女雇用機会均等法成立 女子差別撤廃条約批准	
昭和 61 年 (1986 年)			「婦人のための静岡県計画」 策定 婦人問題推進会議設置
昭和 62 年 (1987 年)		「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」策定	生活環境部に婦人課を設置 労働部に就業婦人室を設置
平成 2 年 (1990 年)	「婦人の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略に関する第 1 回 見直しと評価に伴う勧告及び 結論」採択		平成 5 年 (1993 年) 教育委員会に「女性青少年課」を設置
平成 3 年 (1991 年)		育児休業法成立 「西暦 2000 年に向けての新国 内行動計画」(第一次改定) 策定	「婦人のための静岡県計画」 (修正計画) 策定
平成 4 年 (1992 年)		「婦人問題担当大臣」設置	
平成 5 年 (1993 年)		パートタイム労働法成立	女性総合センター「あざれあ 開館
平成 6 年 (1994 年)		総理大臣の諮問機関として、 男女共同参画会議設置 男女共同参画推進本部設置	「婦人課」を「女性政策課」 に「就業婦人室」を「就業女 性室」に改組
平成 7 年 (1995 年)	第 4 回世界女性会議開催 (北京) 北京宣言及び行動綱領の採択	ILO 第 156 号条約批准 育児休業法改正	富土宮市女性行政推進会議設置
平成 8 年 (1996 年)		男女共同参画 2000 年プラン 策定	平成 8 年 (1996 年) 女性青少年課を生涯学習課に改組
平成 9 年 (1997 年)			平成 9 年 (1997 年) 女性センター建設着手 生涯学習・男女共同参画アンケート実施 男女共同参画プラン策定作業に着手
平成 11 年 (1999 年)			男女が共に創るしずおかプラン 策定
			平成 11 年 (1999 年) 男女共同参画プラン策定 女性センター開館

第Ⅱ章 基本計画

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

少子・高齢化の進展や、資源制約・環境保護の強まりが求められる 21 世紀において、豊かでゆとりに満ちた富士宮市を創造するには、男女がともに自立し、家庭、学校、職場、地域社会や、政策決定の場などあらゆる分野に共同参画していくことが必要です。

しかし、従来からの「男らしさ、女らしさ」に代表される社会的・文化的に形成された男性と女性の差^{*}(ジェンダー)により、性別による固定的な役割を前提とするものや、それ自体は性別による区別を設けていない場合でも、男女のおかれている立場の違いなどが影響し、結果的に「男性の役割・女性の役割」が決められてしまう社会制度や慣行が数多く残されています。

こうした社会制度や慣行は、市民一人ひとりの意識を背景にしていることから、これらの意識が再生産されているといわれる「家庭」を中心に、男女共同参画に関する学習活動や広報・啓発活動、情報提供等に努めるとともに、女性に対しては、自分の持つ権利や責任を担うための施策を推進し、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備に努めます。

あらゆる分野における男女共同参画の推進

《基本方針1》

家庭と地域における男女共同参画の推進

〈基本方向〉

- (1) 家庭における男女共同参画のための地域支援の強化
- (2) 地域における男女共同参画のための環境整備
- (3) 男女共同参画を目指す団体等の支援

《基本方針2》

政策・方針決定への男女共同参画の推進

- (1) 市政への男女共同参画の推進
- (2) 民間団体等における男女共同参画意識の醸成
- (3) 市女性職員の職域の拡大と能力開発

《基本方針3》

女性の国際協力・交流の推進

- (1) 女性問題の解決に向けた国際協力・交流の推進
- (2) 外国人が住みやすいまちづくりの推進

※(注1)ジェンダー [gender]

男女のからのつくりが違ふなど生物学的な差をセックス (sex) というのに対し、男らしさ(強い・たくましい等)女らしさ (やさしい・繊細など)、社会的、文化的に形成された男女の違いをジェンダーといひます。社会や家庭において、「男は男らしく」「女は女らしく」と要求される結果、男女それぞれのジェンダー意識が形成され、「男は仕事」「女は家庭」といった性別役割分担意識の根本になっているといわれています。

基本方針1 家庭と地域における男女共同参画の推進

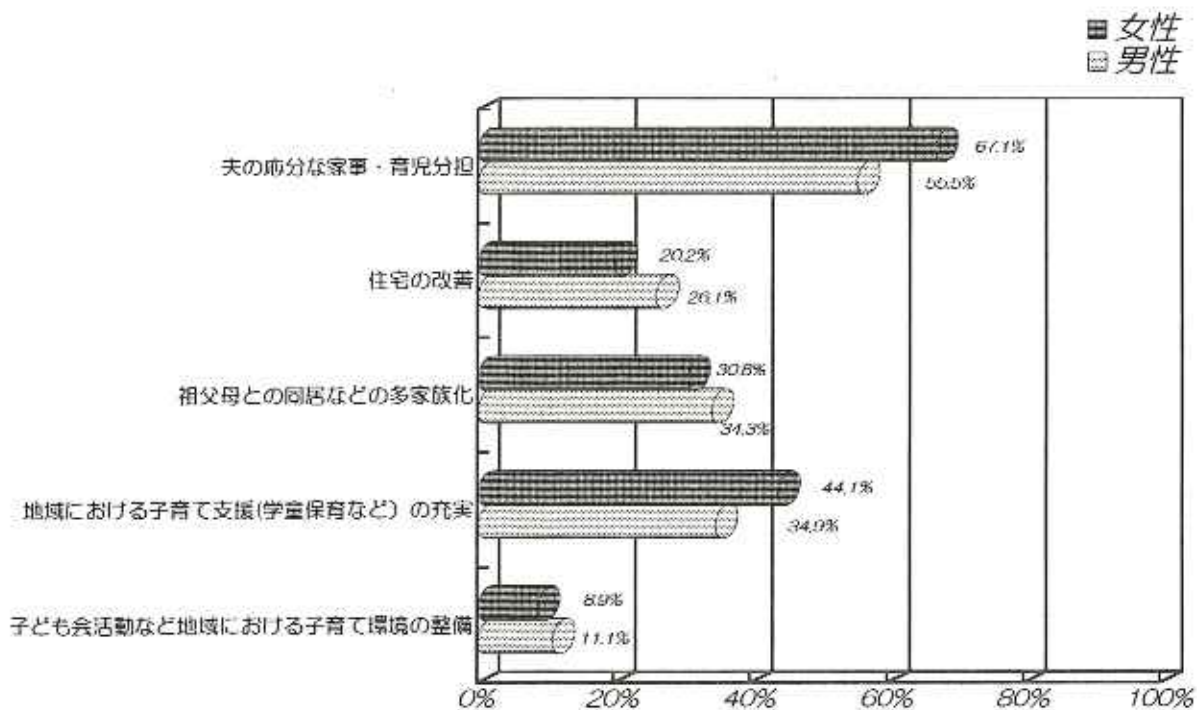
【現状と課題】

男女共同参画の実現にあたっては、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野で、日常生活を見渡し、男性も女性も、日常の行動や慣習の中に根深く残るジェンダーに気づき、これを改善していかなければなりません。なかでも家庭は、すべての分野に関わる重要かつ基本的な場であることから、まず「家庭における男女共同参画」を進める必要があります。

家庭における男女共同参画の実現には、家庭を構成する一人ひとりの意識改革と自立に向けた行動が不可欠ですが、一方で、子育てや介護といった、家庭が抱える諸問題について、家庭と密接な関係を持つ地域社会が積極的にサポートしていくことが求められています。そのためには、地域社会においても男女の共同参画が必要なのはいうまでもありません。

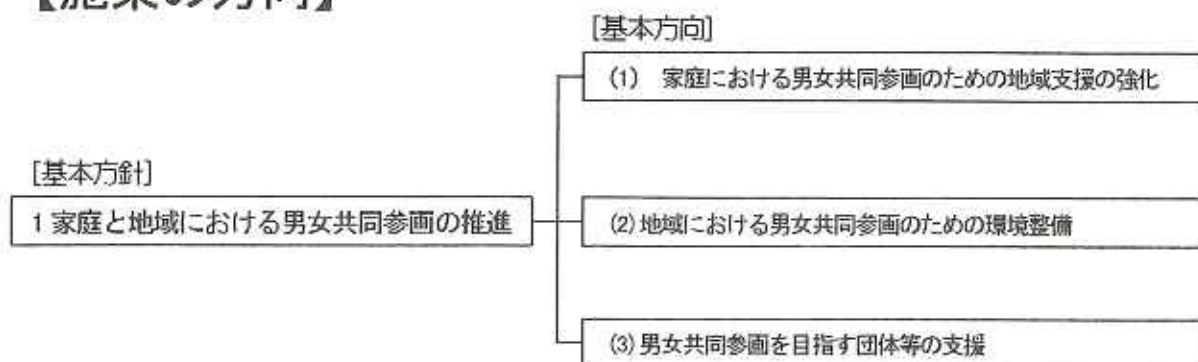
これらのことから、共同参画の視点に立った地域社会、地域活動を通じて、家庭における男女の共同参画を推進し、やがてそれが、社会全体に波及していくといった体制づくりを目指す必要があります。

〔図-I-1〕 少子化を解消するために「家庭・地域」において何が必要だと思いますか〕



資料：生涯学習課「生涯学習・男女共同参画アンケート」平成9年(1997年)

【施策の方向】



基本方向(1) 家庭における男女共同参画のための地域支援の強化

家庭における男女共同参画を実現するため、子育てや介護など、家庭が抱える諸問題について、地域が積極的にサポートすることができる体制づくりに努めます。

基本方向(2) 地域における男女共同参画のための環境整備

あらゆる人が、地域におけるさまざまな活動に参画できるよう、情報の提供や啓発を図るとともに、環境の整備に努めます。

基本方向(3) 男女共同参画を目指す団体等の支援

男女共同参画社会の実現に向けた活動に取り組むグループ・団体等に対し、活動の場や情報提供など、側面からの支援をおこなうとともに、グループ間のネットワーク化を促進します。

【主要施策】

(1) 家庭における男女共同参画のための地域支援の強化

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①地域における児童養育活動の推進	地域における児童養育活動の推進を目指し、学童クラブの充実や、子ども会活動の活性化を支援します。	A	児童福祉課 児童館
②地域における青少年健全育成の推進	青少年指導員を中心に、地域における青少年健全育成活動を推進します。	A	生涯学習課
③地域における介護支援の推進	地域における介護ボランティアの育成等、介護における地域支援の強化を推進します。	A	社会福祉課 高齢者福祉課

(2) 地域における男女共同参画のための環境整備

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①意識の啓発	コミュニティー活動やPTA活動において、「役職者は男性」といった意識をあらため、活動する女性が参画できるように啓発に努めます。	A	市民生活課 生涯学習課
②情報提供・相談体制の充実	だれもが参加しやすい市民活動とするために、情報提供や相談事業、調査研究を行います。	A	
③市民グループの交流促進	情報交換等による各種市民グループの交流を促進します。	A	関係課
④公共施設の整備充実	公共施設について、高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れの女性などが使いやすいよう整備を進めます。	A	建築指導課
⑤女性の視点を活かした災害に強いまちづくりの推進	地域における防災活動や、備蓄品等について、女性の意見が反映されるよう、要望の聴取、反映に努めます。	A	防災交通課

(3) 男女共同参画を目指す団体等の支援

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①女性団体ネットワークの推進	市民活動グループ等、まちづくりに係わる女性や女性団体に対し、活動の場所や情報の提供などの支援を行い、ネットワーク作りを進めます。	A	生涯学習課
②女性団体等の活動の拠点整備	女性団体等の活動を支援するため、活動の拠点となる女性センターを整備します。	B	



基本方針2 政策・方針決定への男女共同参画の推進

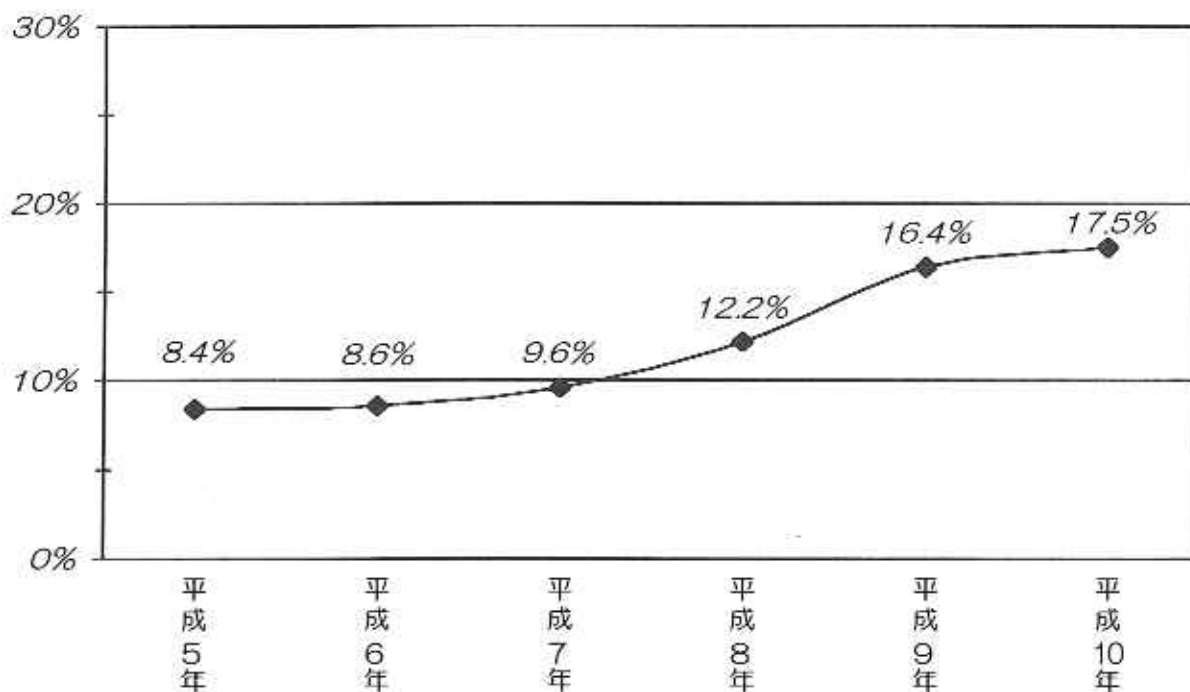
【現状と課題】

男女が等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに責任を負うことは、社会のあり方を正確に反映し、より成熟した民主主義社会の形成に寄与するものです。しかし現状では、こうした政策・方針決定過程における女性の参画は非常に少なく、男性主導で進められている場合が多く見られています。

特に行政の分野においては、施策の対象となる市民は、男女ほぼ半数であるにもかかわらず、法律や富士宮市の条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会への女性の登用率は、平成10年(1998年)で、17.5%と低い状況にあり、今後は、女性委員の積極的登用を進め、市政への女性の意見の反映を進める必要があります。

また、民間企業や団体等についても、あらゆる機会を通じて女性登用についての協力要請や啓発を行い、社会全体の気運の醸成を図ることも重要です。

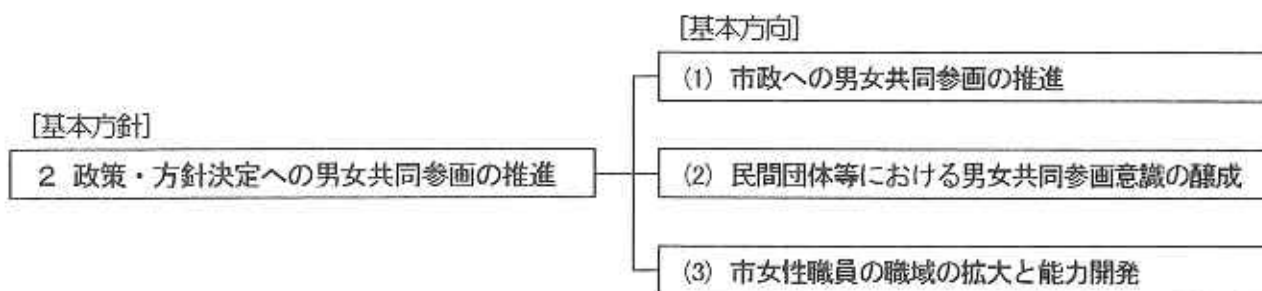
〔図-1-2 富士宮市の審議会等における女性委員の登用状況の推移〕



(1) 調査の基準日は各年とも4月1日

資料：生涯学習課「審議会等における女性の登用状況調査」

【施策の方向】



基本方向(1) 市政への男女共同参画の推進

女性委員のいない審議会等の早期解消を図るとともに、平成17年度(2005年度)までにすべての審議会等において女性委員の比率30%を目指し、より積極的な女性の登用を図ります。

基本方向(2) 民間団体等における男女共同参画意識の醸成

企業や地域活動団体、労働組合など民間団体等における、管理・指導的な立場への女性の登用についての広報・啓発や情報提供に努めます。

基本方向(3) 市女性職員の職域の拡大と能力開発

女性職員の意見が行政の広い分野に生かされるよう、職域の拡大と能力の開発を進めます。
また、管理職においては、女性職員の育成と能力発揮について積極的に取り組むよう、研修等を行います。

【主要施策】

(1) 市政への男女共同参画の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①市政への女性の意見の反映	女性委員のいない審議会等の早急な解消を図るとともに、すべての審議会等で女性委員の比率30%を目標に、より積極的な女性の登用を計画的に進めます。	A	全課
②女性の人材の育成	幅広い知識を持ち、審議会等においても積極的に発言できる、女性の人材の育成を図ります。	A	生涯学習課
③女性の人材情報の充実	社会活動の多用な分野で活躍する女性の人材を広く発掘し、女性委員の登用促進に活用します。	B	

(2) 民間団体等における男女共同参画意識の醸成

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①民間団体等における女性の登用状況調査の実施	市内の企業や各種団体に対し、個人の才能・個性を活かした女性の登用状況についての調査を行い、実態の把握に努めます。	B	生涯学習課
②女性の登用についての広報啓発	市内の企業や各種団体等に対し、個人の才能や個性を活かした女性の登用について、広報・啓発に努めます。	B	
③マスメディアへの情報提供の強化	マスメディアに対して、男女共同参画に関する情報を積極的に発信し、連携をとりながら広報・啓発に努めます。	A	秘書室 生涯学習課

(3) 市女性職員の職域の拡大と能力開発

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①市職員の募集の見直し	職員採用区分中、女性の受験を制限している一部職種の解消を図ります。	B	消防組合管理課 厚生施設組合管理課
②市女性職員の職域の拡大	女性職員が特定の分野に偏らないよう、職務内容を見直し、職域の拡大を推進します。	A	人事課
③市女性職員の能力開発	女性職員の能力が行政の幅広い分野に活かされるよう、積極的にさまざまな研修を行い能力開発を図ります。	A	
④市女性職員の育成を目的とした管理職研修の実施	女性職員の積極的育成と能力活用について、管理職を対象とした研修を実施します。	A	

基本方針3 女性の国際協力・交流の推進

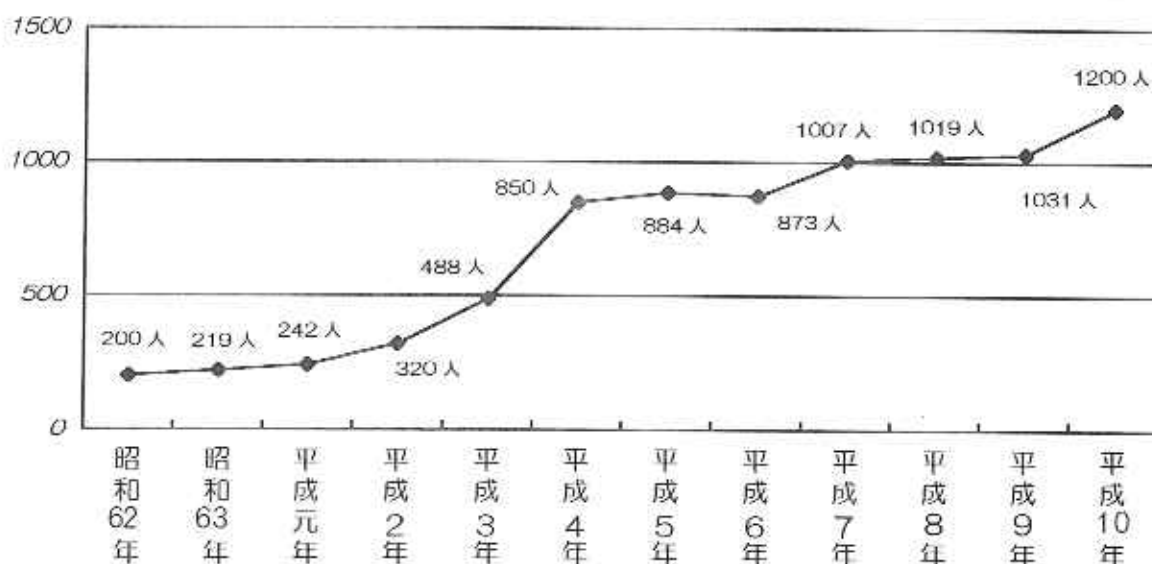
【現状と課題】

女性問題は、国によってその現れ方はさまざまですが、底に流れるものは各国共通した問題です。その解決のために、女性が連帯、協力していくことは、国際化が急速に進むなか、ますます必要になってきます。^{※(注1)}「国際婦人年」を契機に「平等・開発・平和」を目標に、世界規模で問題解決への取り組みが展開され、国を越えた女性の連帯が深まりました。また、女性の地位向上は世界の平和なくしてはありえないという認識が浸透し、これまで男性主導であった国際的な交流や活動の意思決定の場に、女性も平等に参画し、世界平和のために、共に貢献することへの積極的な努力が行われています。

一方、本市においては、外国人登録者数が、昭和62年(1987年)の200人に対し、平成9年(1997年)には、1,031人と大幅に増加しています。しかし、言葉や習慣の違う国々から、仕事、結婚、留学等で来日した方々が、地域に溶け込んで暮らすのは容易なことではありません。

これらのことから、国際姉妹都市である米国サンタモニカ市や、友好交流関係都市である中国紹興市等との交流や学習活動を通じて豊かな国際感覚を身につけ、市民一人ひとりが外国人との相互理解を深めることで、「国際文化都市 富士宮市」の形成を目指すことが重要です。

〔図-I-3 富士宮市における外国人登録人口の推移〕



(1) 調査の基準日は各年とも4月1日

資料：市民課

※(注1)「国際婦人年」 昭和47年(1972年)第27回国連総会において、性差別撤廃に世界規模で取り組むために昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とすることを決議し、同年メキシコにおいて「国際婦人年世界会議」が開催されました。

【施策の方向】



基本方向(1) 女性問題の解決に向けた国際協力・交流の推進

「平等・開発・平和」の視点に立ち、国際感覚豊かな人材の育成や情報の収集と提供、市民活動の場の提供などを通して、国際協力・交流のための支援体制を推進します。また、国や静岡県が行う、海外派遣事業や、市が行う姉妹都市等との交流事業への市民の積極的参加を促します。

基本方向(2) 外国人が住みやすいまちづくりの推進

女性センターの機能を発揮しながら、外国人との交流を促進するとともに、共に富士宮市民として、まちづくりに参加できるような環境づくりを進めます。また、そのための情報収集、提供、相談体制の充実に努めます。

【主要施策】

(1) 女性問題の解決に向けた国際協力・交流の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①講座・講演会の開催	国際的な視点から女性問題の解決を図るための講座を開催します。	B	生涯学習課
②国際化の浸透を図る講演会の開催	国際化に対応する意識を高めるために、国際シンポジウムやセミナーを開催します。	A	秘書室
③国際交流事業の推進	静岡県等が主催する海外派遣事業や、市が行う姉妹都市等との交流事業への市民の積極的参加を促します。	A	秘書室 生涯学習課

(2) 外国人が住みやすいまちづくりの推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①外国人との交流促進	女性センターの機能を発揮し、外国人との交流を促進します。	A	秘書室 生涯学習課
②日本語講座の実施	外国人の日本語修得のための講座を支援します。	A	秘書室
③行政情報の多言語化の推進	行政情報の多言語化を推進します。	A	
④相談体制の充実	女性の相談員を設けるなど、女性の立場を配慮した相談体制の確立に努めます。	B	生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女共同参画を目指す生涯学習の推進

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、社会のあらゆる分野に存在し女性が女性であることを理由に男性と異なる扱いを受けたり、その生き方を制約されるなど男女平等の意識は必ずしも私たちの生活に根づいているとは言い難い状況があります。

しかし、国連をはじめとした世界的な動きの中で、男女の平等が国際社会での常識となっている流れを受けて、我が国においても男女平等の意識は、近年急速に高まっているといえます。

このような現状認識に立ち、真に平等な社会を築くために、個人の尊重と男女平等意識を身につける学習を、家庭を中心に学校、地域等さまざまな場で推進します。



基本方針 1 家庭における男女共同参画のための学習活動の推進

【現状と課題】

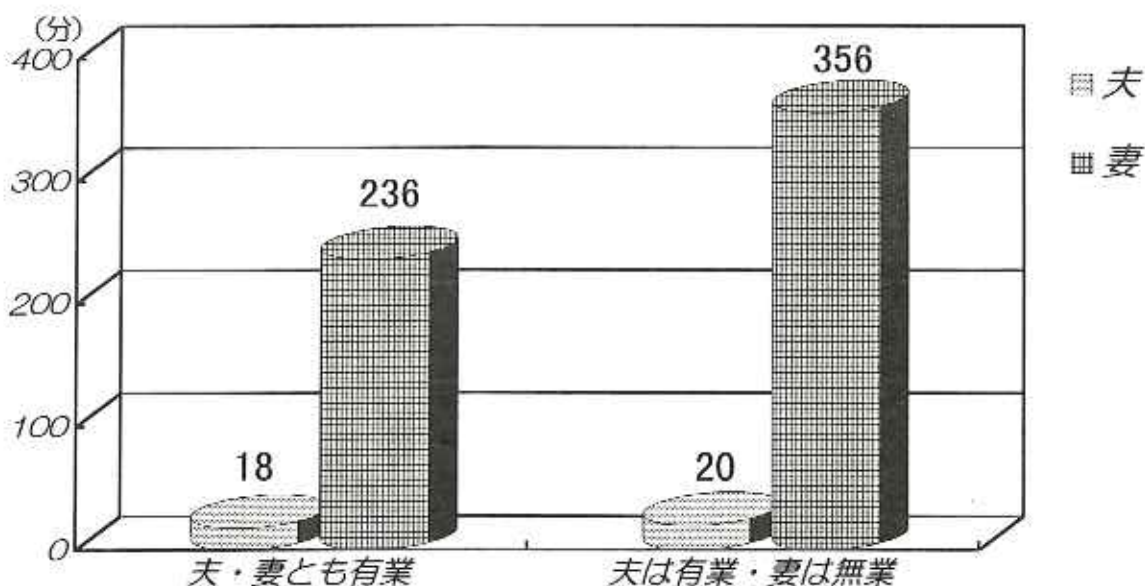
家庭は、子どもにとっては人間形成の出発点として、家族にとっては毎日の活力を再生産する場として大変重要であり、この家族の中で営まれる家事、育児、介護などの知識や技術は、生きていく上での基本的かつ欠くことのできないものです。

しかし、これまで培われてきた「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は、男性をこれら家庭責任から遠ざけ、生活面での自立を拒むとともに、女性の社会参画を一層難しいものにしてきました。

高齢社会の到来により、定年後の男性が家庭内で過ごす時間が長くなることを考えても、男性も積極的に家庭のさまざまな活動に携わり、家事や育児、介護等の知識を身につけて、家庭内で自立していく必要があり、また、これら男性の自立によって、女性もより積極的に社会参画が可能となります。

このため、固定的な家族観を見直し、これからの家族・家庭についての学習を深めることで、家庭がその機能を果たしていくよう、男女の自立を基盤とした家庭生活確立のための学習活動を推進する必要があります。

〔図Ⅱ-1 夫と妻の1日の家事関連時間（育児時間を除く）〕



(1) 家事関連時間(育児時間を除く)とは、「家事」「介護・看護」「買い物」の時間の合計時間

資料：総務庁「社会生活基本調査」平成8年(1996年)

【施策の方向】

〔基本方針〕

1 家庭における男女共同参画のための学習活動の推進

〔基本方向〕

(1) 男女共同参画の視点にたった家庭教育の推進

(2) 男性の生活自立の支援

基本方向(1) 男女共同参画の視点にたった家庭教育の推進

従来からの性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点にたった家庭づくりを目指し、さまざまな学習活動を推進します。

基本方向(2) 男性の生活自立の支援

家事や育児、介護等に男性が積極的に参画するための広報・啓発活動を推進するとともに、知識や技術修得に向けた学習事業を行い、男性の生活自立を積極的に支援します。

【主要施策】

(1) 男女共同参画の視点にたった家庭教育の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①男女共同参画の視点にたった家庭教育に関する学習機会の提供	これまで主に女性を対象として行われてきた家庭教育に関する学習事業について、開催時間や内容等を改善し、夫婦や男性を対象とした学習機会の提供に努めます。	B	生涯学習課
②家庭教育学級の拡充	家庭教育の基本を学ぶ家庭教育学級において、性別役割分担の解消や、ジェンダーの視点を養うための学習を推進します。	B	
③広報・啓発活動の推進	家庭における男女共同参画を進めるための広報・啓発活動を推進します。	B	

(2) 男性の生活自立の支援

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①男性の生活自立のための講座・講演会の開催	育児や家事、介護等に男性が積極的に参画することができるよう、知識や技術を学ぶための講座や講演会を、男性が抵抗なく参加できる環境を整えて開催します。	B	生涯学習課
②母親学級への夫婦での参加促進	出産・育児に関する知識の普及を目的とした母親学級へ、夫婦での参加を促進するための環境整備に努めます。	A	保健センター
③介護・看護教室への男性の参加促進	従来からの女性偏重の介護を見直し、男性を始め家族全員が介護に携わることができるよう、介護等に必要な技術を学ぶための学習機会の提供に努めます。	B	社会福祉課 高齢者福祉課 保健センター 生涯学習課

基本方針 2 男女共同参画意識の定着を図るための施策の推進

【現状と課題】

富士宮市では、平成9年(1997年)に「生涯学習・男女共同参画アンケート」を実施しました。その中で、「男は仕事・女は家庭」という考え方についてあなたはどのように思いますか。」との問いに対して次のような結果がでています。

そのとおりだと思う	13.4%
そうは思わない	50.8%
どちらともいえない	34.4%

従来からの「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担に関して、「そうは思わない」と答えた人が全体の半数を超え、「そのとおりだと思う」と肯定した人は、わずか13.4%にとどまる結果となりました。

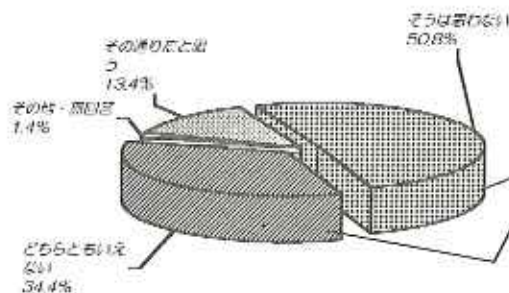
しかし、この「そうは思わない」、「どちらともいえない」と回答した人に、本来あるべき男女の役割分担のあり方をたずねると次のような結果がでています。

男女とも仕事をし、家事も男女が分担すべき	37.5%	性による役割分担意識にとらわれない回答(43.0%)
女は仕事、男は家事・育児という分担でもかまわない	5.5%	
男は仕事、女は家事・育児にさしつかえない範囲で仕事をすべき	39.8%	性による役割分担意識が残っている回答(48.2%)
男女とも仕事をし、家事・育児は主に女性がすべき	8.4%	

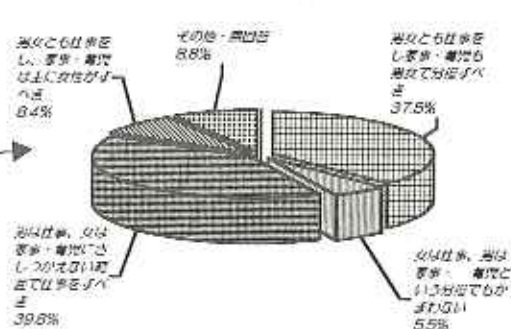
このように、仕事と家庭を男女で分担するべきと答えた人よりも、女性が仕事をするには反対しないが、家事や育児は女性がするべきであるとした人が多い結果となりました。実際私たちの生活では、共働きの家庭であっても、家事や育児は女性が担っており、性による役割分担意識は依然として根強く残っていることがうかがえます。

男女が共に個性豊かに能力を発揮し、お互いに支えあって生きる社会を築くためには、この性別役割分担意識に基づく慣行や制度、人々の意識の改善が必要となります。

【図Ⅱ-2-(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について】

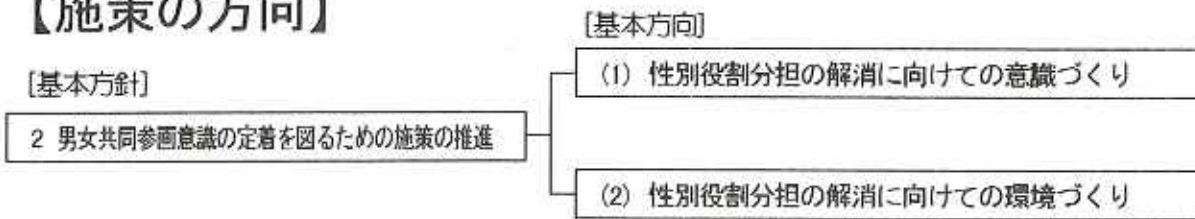


【図Ⅱ-2-(2) 本来男女の役割はどのようにあるべきか】



資料：生涯学習課「生涯学習・男女共同参画アンケート」平成9年(1997年)

【施策の方向】



基本方向(1) 性別役割分担の解消に向けての意識づくり

人々の意識に根強く残っている性別役割分担の解消に向けて、男性も含めたあらゆる層への啓発事業を推進し、男女が対等な立場でお互いを尊重しあえるような市民意識を醸成します。

基本方向(2) 性別役割分担の解消に向けての環境づくり

市民がらだん何気なく見聞きしているものの中にも、性別役割分担を助長する制度や表現などが数多く残されています。このため、市民や民間団体と連携をとりつつ環境の改善を図ります。

【主要施策】

(1) 性別役割分担の解消に向けての意識づくり

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①啓発誌の発行	性別役割分担の解消を目指し、女性問題についての理解を深めるための啓発誌を発行します。	B	生涯学習課
②講座・講演会の開催	性別役割分担の解消に向けて市民の理解や関心を深めるための講座・講演会等を開催します。	A	生涯学習課
③男女共同参画の視点にたった家庭教育の推進	家庭教育学級等において、男女共同参画についての理解を深めるための内容を盛り込みます。	A	
④男性の家事分担のための講座の開催	男性のための料理教室など、男性が抵抗なく家事に参加するための講座を開催します。	A	
⑤広報「ふじのみや」による啓発	広報「ふじのみや」に男女共同参画の特集記事を掲載し、幅広い層への啓発を行います。	A	秘書室 生涯学習課
⑥男女共同参画の視点にたった子育て相談事業の実施	父親の子育てへの積極的参画を促すよう、男女共同参画の視点にたった育児相談事業を実施します。	A	児童福祉課 保健センター

(2) 性別役割分担の解消に向けての環境づくり

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①男女共同参画の視点にたった市刊行物の表現等についての調査・検討	市が発行する刊行物において、性別役割分担を助長する表現等についての調査・検討を進めます。	B	秘書室 生涯学習課
②マスメディア等に対する情報の提供	マスメディア等に男女共同参画に対する記事を積極的に取り上げてもらうよう情報提供に努めます。	A	秘書室 生涯学習課
③男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画に関する意識調査等を実施し、女性を取り巻く環境の変化を把握し施策への反映を図ります。	B	生涯学習課
④女性に関する情報の収集・提供	教育、福祉、労働等における女性に関する情報やデータを収集し、女性をとりまく環境や現状を把握することで施策への反映を図るとともに、情報の提供に努めます。	B	

基本方針3 学校における男女平等の推進

【現状と課題】

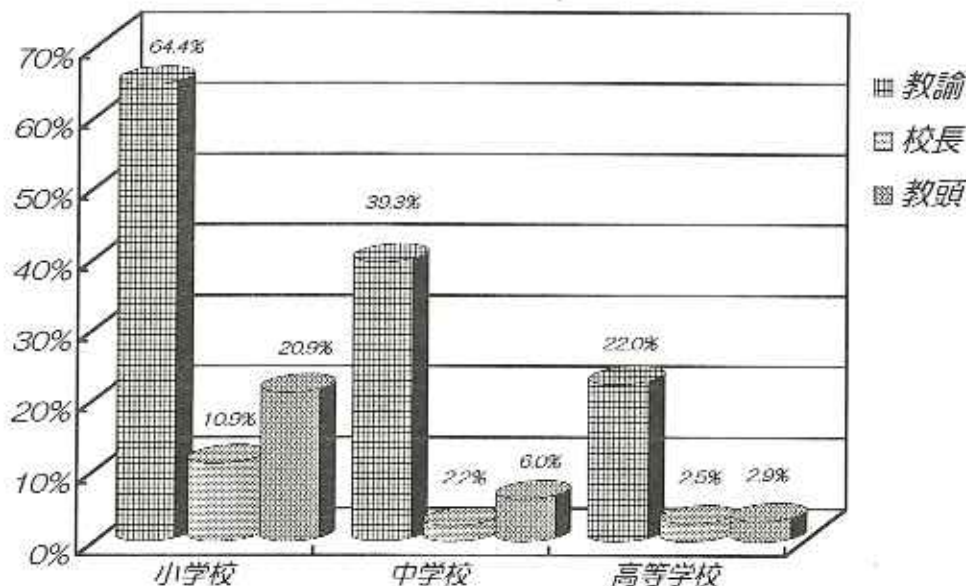
男女が性にとらわれることなく、自立して生きる力をつけるためには、学校教育が重要です。

昭和60年(1985年)の「女子差別撤廃条約」の批准を受けて、中学校では平成5年度(1993年度)から、高等学校では平成6年度(1994年度)から、これまで女子にのみ必修であった家庭科が、男女とも必修になり、また「女子は男子に次ぐもの」といった印象を与えることから、富士宮市においては平成9年度(1997年度)から完全実施された「男女混合名簿」など、細部にわたって男女平等意識の定着を図る施策が推進されています。

また、教員についていえば、全国的に小・中・高等学校における女性教員の割合は、どの学校段階においても着実に増えており、小学校では6割を超えています。しかし、学校運営、管理・指導部門といった分野においては、依然として女性は少数であり、このことが「上に立つ人は男性でなければいけない」といった意識を子どもたちに植え付けているとの指摘もあることから、積極的に女性の登用を進める必要があります。

これらのことから、男女が共に自立した豊かな人間として成長することを目指すという視点にたって、PTA活動を含めた学校生活全般を通じて、男女平等を推進していくことが求められています。

〔図-Ⅱ-3 教員総数に占める女子の割合〕

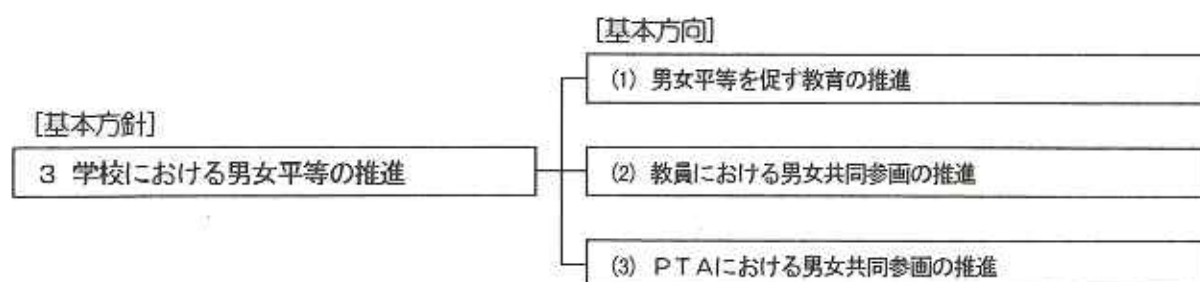


資料：文部省「学校基本調査」平成8年度(1996年度)

※(注1)「女子差別撤廃条約」

正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といいます。この条約は、昭和54年(1979年)国連総会において採択され、政治、経済、社会、文化、その他あらゆる分野における性別差別撤廃を目指し、性別役割分担の見直しを強く打ち出しています。昭和56年(1981年)に発効され、日本も署名しましたが、批准するためには条約の基準に達していない国内法の改正が必要でした。日本は、昭和59年(1984年)の国籍法の改正、昭和60年(1985年)の男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女必修化など国内法を整備し、昭和60年(1985年)に批准しています。

【施策の方向】



基本方向(1) 男女平等を促す教育の推進

教科指導をはじめ、学校の日常生活や行事等においても、積極的に男女平等教育や共同参画のための活動に取り組むとともに、自己の個性に基づき主体的に選択することのできる進路指導や生徒指導を推進します。

基本方向(2) 教員における男女共同参画の推進

教員自らの価値観や行動が児童・生徒に与える影響は大きく、男女平等教育に関する理解が重要であることから、教員に対しての平等教育に関する研修を実施します。また、女性教員が指導的な立場に立てるよう人材の育成に努めるとともに、管理職への登用を積極的に推進します。

基本方向(3) PTAにおける男女共同参画の推進

PTA組織における女性の意見の反映に努めるとともに、活動のなかにおいて、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを積極的に推進します。

【主要施策】

(1) 男女平等を促す教育の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①男女共同参画に関する研究の推進	学校生活全般における男女共同参画の推進を図るため、副読本等の教材や「男女平等教育に関する手引き」等についての研究を進めます。	A	学校教育課
②男女共同参画の視点にたった進路指導の実施	男女平等の視点にたち、個性を尊重した進路指導を実施します。	A	
③性教育の充実	男女平等観に基づく異性観を育て、心身の発達段階に応じた、判断力をもって行動できる性教育を推進します。	A	

基本目標Ⅱ 男女共同参画を目指す生涯学習の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
④人権教育の充実	個人の尊さや平等など、人間として生きる権利について関心を高めるため、道徳や特別活動を中心に、人権教育を充実します。	A	学校教育課
⑤保健相談の充実	思春期の性に関する悩みや不安に対応するため、小中学校の保健相談を充実します。	A	
⑥学校行事への男性の参画促進	授業参観などの学校行事へ、男性も積極的に参画できるよう、日時等に配慮します。	A	
⑦青少年健全育成の推進	地域において、有害図書、ビデオ自動販売機追放運動など、青少年指導員やPTA等と連携を図りながら、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めます。	A	生涯学習課

(2) 教員における男女共同参画の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①教員の研修実施	男女平等教育の理解を深め、男女共同参画の視点にたった進路指導や家庭科教育を推進するため、教員を対象とした研修会を実施します。	A	学校教育課
②女性教員の登用促進	校長・教頭等管理職や各主任等への女性の登用を進めます。	A	

(3) PTAにおける男女共同参画の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①PTA 組織における男女共同参画の推進	PTA 組織における、方針決定過程へ女性の参画を積極的に進めます。	A	生涯学習課
②男女共同参画に向けたPTA活動の推進	PTA 活動において、男女共同参画に向けた広報・啓発・学習活動に積極的に取り組むとともに、保護者に向けた情報提供等に努めます。	A	

基本方針4 社会教育における男女共同参画の推進

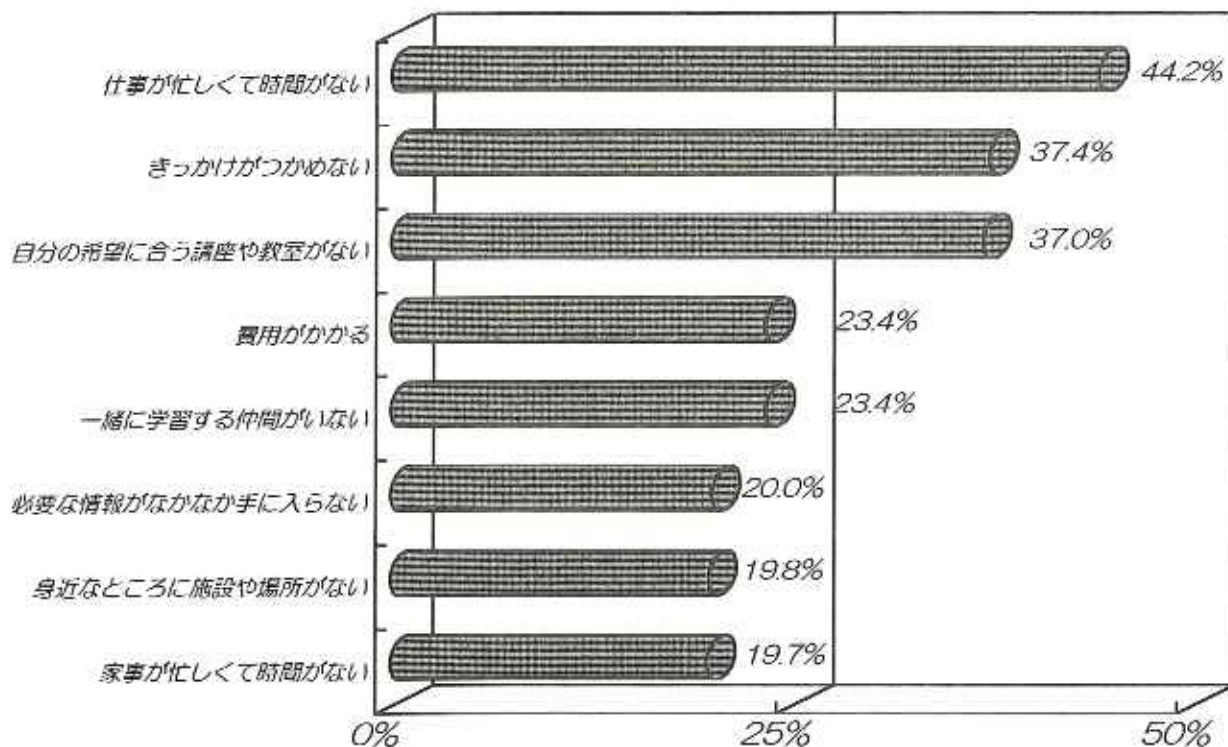
【現状と課題】

生きがいや自己実現の場を求めて、生涯学習や市民活動への参加に意欲を持つ市民が増えてきています。すべての市民が、いつでもどこでも学習できる環境づくりを進めるためには、身近に学習できる場の確保や、きめ細やかな情報の提供は欠かせません。また、育児や介護をしている女性や、働いている男女にも参加しやすいように、社会教育施設の利用時間や事業の開催場所を考慮するとともに、子ども連れでも参加できるよう託児サービスを行うなど、市民の多様なニーズに合わせた対応が必要です。

また、男女共同参画の形成といった視点に立てば、男女の意識改革と自立を実現させるプログラムが必要です。男性に対しては、家事、育児、介護に参加できるよう、さまざまな生活技術を学ぶ機会を、女性に対しては、就労や市民活動を通して社会参画を促すための講座等が必要です。

女性も男性も、学習によってしっかりとした力を身につけることで、自由に多様な生き方を選択できることが可能になり、そのような方向性を持った学習に「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる体制づくりが求められています。

〔図-Ⅱ-4「あなたが学習していない理由は」(複数回答可)〕



資料：生涯学習課「生涯学習・男女共同参画アンケート」平成9年(1997年)

【施策の方向】

[基本方針]

4 社会教育における男女共同参画の推進

[基本方向]

(1) 女性問題解決のための学習機会の充実

(2) だれもが参加しやすい学習環境の整備

基本方向(1) 女性問題解決のための学習機会の充実

市民を対象としている学習事業の内容に、女性問題解決の視点を積極的に取り入れ、学習機会の提供と内容の充実を図ります。

基本方向(2) だれもが参加しやすい学習環境の整備

いつでも、どこでも、学びたいときに学べるように、学習の場の整備に努め、学習内容については、常に市民ニーズを把握し、そのニーズにあった学習機会の提供を図ります。また、講座や講演会における一時託児を実施するなど、あらゆる層の男女が気軽に参加できるよう環境を整備します。

【主要施策】

(1) 女性問題解決のための学習機会の充実

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①女性学級の充実	市内すべての公民館で女性学級を開催するとともに、そのなかには必ず女性問題をテーマとする内容を盛り込みます。	A	生涯学習課
②女性問題についての講座の開催	女性問題についての専門的な学習機会を提供します。また、女性問題の解決は男性の理解が不可欠であることから、男性の参加も積極的に促します。	A	
③女性問題に関する資料や情報の収集・提供	女性問題関連の図書、ビデオ等の資料や各種の情報の収集・提供に努めます。	A	
④女性社会教育指導員の充実	女性のニーズにあった生涯学習活動を推進するため、女性の社会教育指導員を充実します。	A	教育委員会庶務課

(2) だれもが参加しやすい学習環境の整備

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①公民館等の整備充実	地域の学習活動の拠点となる公民館等を各中学校区に整備するとともに、社会教育指導員を配置するなど、ハード、ソフト両面からの充実を図ります。	A	生涯学習課
②公共施設の有効活用	余裕教室や出張所などを有効活用し、学習機会の場の提供に努めます。	A	
③市民ニーズの把握	市民ニーズを的確に把握し、そのニーズにあった学習機会を提供するため、生涯学習に関するアンケート調査を実施します。	A	
④学習関連資料の収集・提供	他市町村の先進的な取り組み等、学習に関連した資料の収集に努め、広く市民に提供します。	A	
⑤市民の自主運営による講座の開催	従来の参加型から参画型への転換を目指し、市民から講座の企画委員を募り、その委員によって企画・運営される講座を開催します。	B	
⑥一時託児の実施	子育て中の女性でも、気軽に学習活動に参加できるよう、市主催の講座や講演会における一時託児を実施します。	A	
⑦学習参加者層の拡大	講座等の時間や内容等を工夫し、これまであまり学習に参加していなかった、男性や若年層の学習機会の拡大に努めます。	A	



基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点にたった労働環境の整備

男女が等しく働く機会を持つことは、男女共同参画社会の最も基本的な条件のひとつです。しかし、現在「経済活動の担い手」としての女性の地位は、男性と平等であるとはいえません。「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は、男性の有償労働(仕事)をサポートする無償労働(家事・育児・介護等)を女性の役割と位置づけ、女性の就労や能力発揮を困難にしてきました。さらに、その事が男性を家庭責任からますます遠ざけ、生活する上で必要な知識及び技術の修得や家族とのコミュニケーションを困難なものとしています。

「ILO第156号条約」により、労働者が性別にかかわらず職業上の責任と育児や介護といった家庭責任とを両立することが、国際社会での常識になりつつある現代において、女性には、就業の自由・権利・義務が、男性には家庭責任を負う権利と義務があることを認識し、来るべき超高齢社会に対応するためにも、男女が自立して、職業生活と家庭生活を両立するための支援策を推進します。



※(注1) ILO第156号条約

正式には、「家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」といいます。この条約は、家族的責任を有する男女労働者が、差別されずに、できる限り職業上の責任と家庭的責任とが併存することなく、職業に従事する権利を行使することができるようにすることを、国の政策の目的とすること等について定めたものです。日本もこれを批准するために、育児・介護休業法を制定し、平成7年(1995年)批准登録を行いました。

基本方針1 女性の就業機会の拡大と職業能力の育成

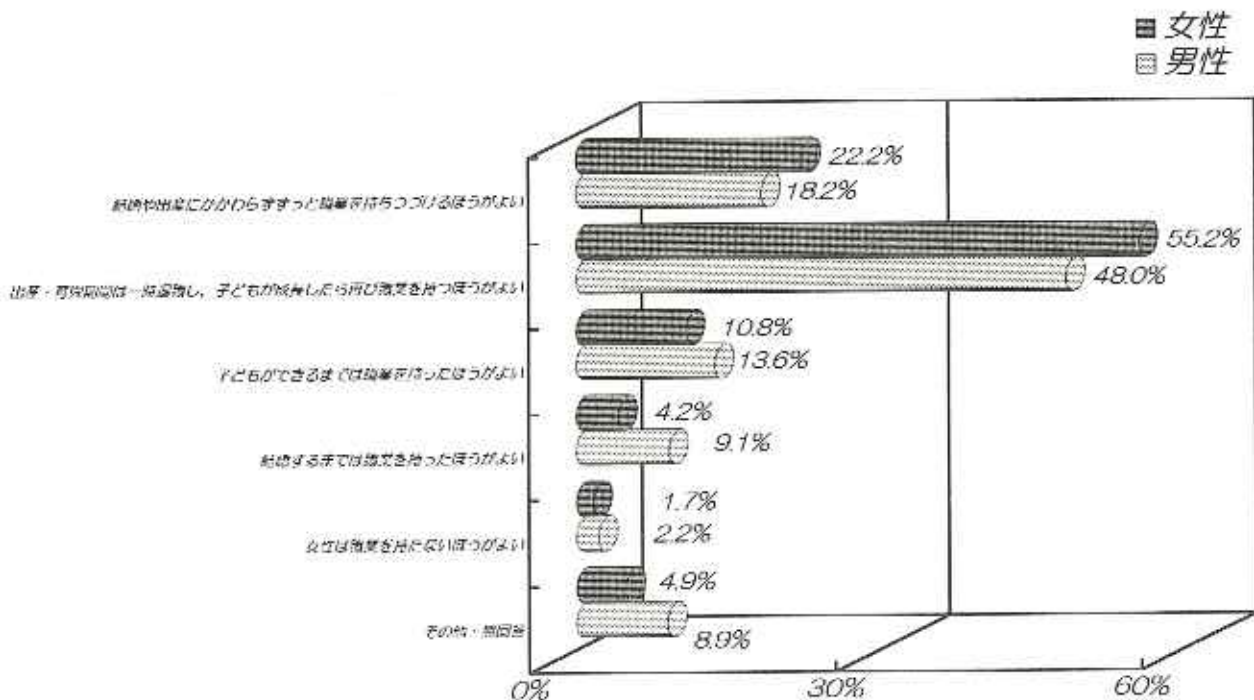
【現状と課題】

平成7年(1995年)の国政調査によると、女性の就業者数は全国で2,600万人を超え、15歳以上の女性のほぼ半数が、何らかの職業についています。また、就業者全体に占める割合も約40%を占めており、もはや女性の力なくしては、日本の産業は成り立たないという現状があると同時に、近年の少子・高齢化の進展により、男性労働者の絶対数が減少するなど、経済社会における女性の就業と能力活用の必要性は一層増大することが予想されます。

働く女性の増加とともに、その職業形態も多様化しており、平成9年(1997年)に行った生涯学習・男女共同参画アンケートでは、これまで結婚や出産を機に家庭に入るといった、いわゆる専業主婦を指向する人は少なくなり、生涯に渡って仕事を持ち続けようとする人や、子育てが一段落したところで再就職を望む女性が大半を占めています。

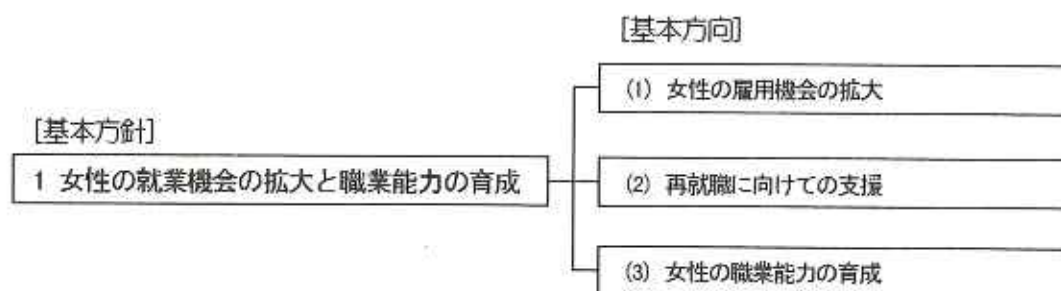
今後は、企業誘致を背景とした女性の雇用促進や、職業能力の開発、職業意識の高揚、職域の拡大等のための啓発やさまざまな学習機会の提供を図ると同時に、女性のための就職相談や労働相談、再就職に関する情報の提供や、技術修得の場の提供等を積極的に行う必要があります。

〔図-Ⅲ-1 女性が職業を持つことについて〕



資料：生涯学習課「生涯学習・男女共同参画アンケート」平成9年(1997年)

【施策の方向】



基本方向(1) 女性の雇用機会の拡大

「男女雇用機会均等法」の周知徹底を図り、男女の均等な雇用機会の啓発に努めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や商工会議所、地域産業、学校等、関係機関との連携を進めながら、女性の雇用機会の拡大に努めます。

基本方向(2) 再就職に向けての支援

女性の再就職に向けての技術修得を支援するとともに、再就職に関する情報の収集、提供の充実に努めます。また、事業主に対しては、女子再雇用制度の普及促進を図るなど、再就職に向けての環境の整備に努めます。

基本方向(3) 女性の職業能力の育成

女性の職業人としての自覚を育て、職業に関する知識や技術修得の機会の充実、働く女性の情報交換等による活性化を通じて、女性の職業能力の育成を図ります。

※(注1) 男女雇用機会均等法

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子差別の撤廃の増進に関する法律」といいます。
法律の内容は、募集・採用・配置・昇進における男女の均等な取り扱いや、福利厚生・定年・退職・解雇における女子差別の禁止などを定めています。

【主要施策】

(1) 女性の雇用機会の拡大

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①男女雇用機会均等法の周知徹底	パンフレットの配布や広報誌の掲載等を通じて「男女雇用機会均等法」の趣旨が浸透するよう啓発を図ります。	A	工業労政課
②就職情報の提供強化	地域産業と学校等との交流事業を実施し、新規卒者などへの就職情報の提供に努めます。	A	
③雇用の場の拡大	企業誘致を背景として、女性の雇用の拡大を図ります。	A	
④就業に関する相談事業の充実	労働相談員による、就業に関する相談事業を推進します。	A	
⑤資料の収集・提供	女性の就業を促すための図書・ビデオ等の資料の収集・提供に努めます。	A	工業労政課 生涯学習課

(2) 再就職に向けての支援

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①女子再雇用制度の普及促進	^{※(注2)} ^{※(注3)} 21世紀職業財団と連携し、女子再雇用制度について、パンフレットの配布や、広報誌・地方紙等を通じて啓発を図ります。	A	工業労政課 生涯学習課
②資料の収集・提供	女性の再就職を促すための図書・ビデオ等の資料の収集・提供に努めます。	A	
③再就職のための学習機会の提供	再就職に必要な、職業技術を修得するためのさまざまな学習機会を提供します。	A	生涯学習課

(3) 女性の職業能力の育成

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①女性の職業能力の育成	女性の就業に必要な技術・技能の修得や、女性の職域の拡大を目的とした、学習機会の提供に努めます。	B	生涯学習課
②女性の職業意識の形成に向けての啓発	女性自らの職業意識の向上に向けての啓発や、キャリアアップに向けての学習機会の提供に努めます。	B	
③情報交換等の活性化	女性センターの機能を発揮し、就業女性の情報交換等の活性化を図ります。	B	
④資料の収集・提供	女性の職業能力育成のための図書・ビデオ等、資料の収集・提供に努めます。	A	
⑤労働知識の学習・啓発の推進	充実した就業生活が送れるよう、労働に関する権利や法律・制度の学習・啓発に努めます。	A	工業労政課 生涯学習課

※(注2) 女子再雇用制度

事業主は、妊娠・出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置（当該女子にとって、その退職の際に、その就業が可能になったときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることを希望する旨を申出をしていた者について、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置をいう。）その他これに準ずる措置を実施するよう努めることが、男女雇用機会均等法に定められています。

※(注3) 21世紀職業財団

昭和61年(1986年)4月の男女雇用機会均等法の施行を機に、女性労働者の福祉増進を図る目的で「財団法人 女性職業財団」として創設、その後、名称を「財団法人 21世紀職業財団」と改称し、労働者の総合的な福祉活動に取り組んでいる労働大臣許可の公益法人。

基本方針2 職場における男女平等の推進

【現状と課題】

職場における男女の格差は、まだ依然として残っています。職場の男女平等が進まない背景には、従来からの企業の雇用システムが男性を基本としているため、家事や育児といった家庭責任の多くを担っている女性のライフスタイルと合わず、女性が補助的な労働に就かざるを得ないといった現実があります。

しかし、平成11年(1999年)4月1日から改正施行される、新しい男女雇用機会均等法では、これまで事業主の努力義務とされていた、募集、採用、配置、昇進について、女性に対する差別が禁止となりました。今後は、この新しい均等法の周知徹底と実質的な運用が強く望まれます。

また、職場における大きな問題として、「セクシャル・ハラスメント」があります。これに対しては、あくまで男女双方にとって働きやすい環境をつくるという視点から取り組む必要があります。

また、農業や商工業等自営業に携わる女性については、生産や加工、流通といった全ての分野で大変重要な役割を果たしていますが、一方で、経営への参画や、組合や団体等における役職登用が少ないなど、その役割が正當に評価されていない面があります。魅力ある商品開発や商業の振興には、より消費者に近い女性の視点は大変重要であることから、女性の経営参画や役職登用などを一層進める必要があります。

〔表-Ⅲ-2 労働関係法令改正の新旧比較〕

男女雇用機会均等法

内 容	現 行 法	改 正 法
募集・採用・昇進・退職などでの男女の差別待遇	防止は企業の努力義務	禁 止
違反企業への制裁措置	な し	是正勧告に従わない企業名の公表
職場のセクシャル・ハラスメント防止	な し	企業に防止義務

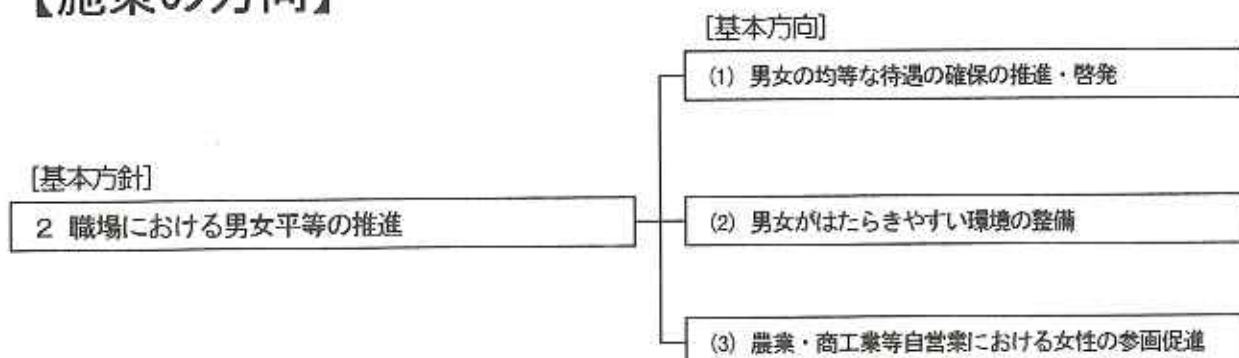
労働基準法

内 容	現 行 法	改 正 法
女性の時間外労働の制限	原則年間150時間以内	廃 止
女性の深夜業制限	22時から翌5時まで特定業種以外禁止	廃 止

※(注1)セクシャル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な言動や行動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって、就業環境を悪化させることなどをいいます。

【施策の方向】



基本方向(1) 男女の均等な待遇確保の推進・啓発

募集・採用・配置・訓練・昇進・賃金・福利厚生など、雇用のあらゆる面で男女の平等が確保され、女性がその能力を十分発揮できるよう、「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児休業法」「パートタイム労働法」等の趣旨に沿った適正な運営がされるよう、企業への啓発に努めます。

基本方向(2) 男女がはたらきやすい環境の整備

セクシャル・ハラスメントの防止や、女性の就業分野の拡大を図るため、企業等への啓発を推進します。

基本方向(3) 農業・商工業等自営業における女性の参画促進

農業・商工業等自営業の振興に貢献する女性リーダーの育成に努めるとともに、女性グループの支援を行います。また、民間経済団体等における方針決定の場への女性参画について、関係機関へ協力を要請します。

※(注2)「労働基準法」

労働時間や賃金等において、最低の労働条件を定めた法律。

※(注3)「育児休業法」

正式には、「育児休業に関する法律」といいます。出生後の一定期間、子の養育を容易にするため勤務時間などに関する措置を定め、労働者雇用の継続と促進を図り、経済・社会の発展に資するために制定されました。内容は、男女労働者が1歳未満の子を養育するため、最長1年間休暇を申出ることができ、事業主はこの申し出を拒むことができないことや、育児休業を理由とする解雇ができないなどがあります。

※(注4)「パートタイム労働法」

正式には、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。内容は、短時間労働者の労働条件の確保や教育訓練の実施、福利厚生の充実などがうたわれています。

【主要施策】

(1) 男女の均等な待遇確保の推進・啓発

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①男女雇用機会均等法等の啓発	男女雇用機会均等法や、育児休業法等、女性労働者に係る法令について、パンフレットの配布や広報誌への掲載など啓発を図ります。	A	工業労政課
②パートタイム労働者等の労働条件の向上	公共職業安定所（ハローワーク）や（財）21世紀職業財団と連携し、パートタイムガイダンスを開催するなど、パートタイム労働者等の労働条件の向上のための啓発に努めます。	A	

(2) 男女がはたらきやすい環境の整備

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①セクシャル・ハラスメントの防止	職場におけるセクシャル・ハラスメントを防止するため、公共職業安定所等と連携を図りながら、パンフレットの配布等啓発に努めます。	A	工業労政課 生涯学習課
②女性の就業分野の拡大	パートタイムガイダンスや労働相談の実施、広報誌、地方紙などを活用し、女性の就業分野の拡大を図るよう啓発に努めます。	A	

(3) 農業・商工業等自営業における女性の参画促進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①女性リーダーの育成	農林水産物を活用した特産品の研究・開発等による振興や、魅力ある店づくりを通して、商店街の振興などに取り組む女性リーダーの育成に努めます。	A	農政畜産課 商業観光課
②女性グループの支援	幅広い情報提供や、相談体制の充実を図り、女性グループの活動を支援します。	A	
③方針決定の場への女性の参画	男女双方の意見が反映された農業・商工業等の振興を目指し、民間経済団体などにおける方針決定の場への女性参画について、関係機関への協力を要請します。	A	



基本方針3 家庭責任を持つはたらく男女の支援

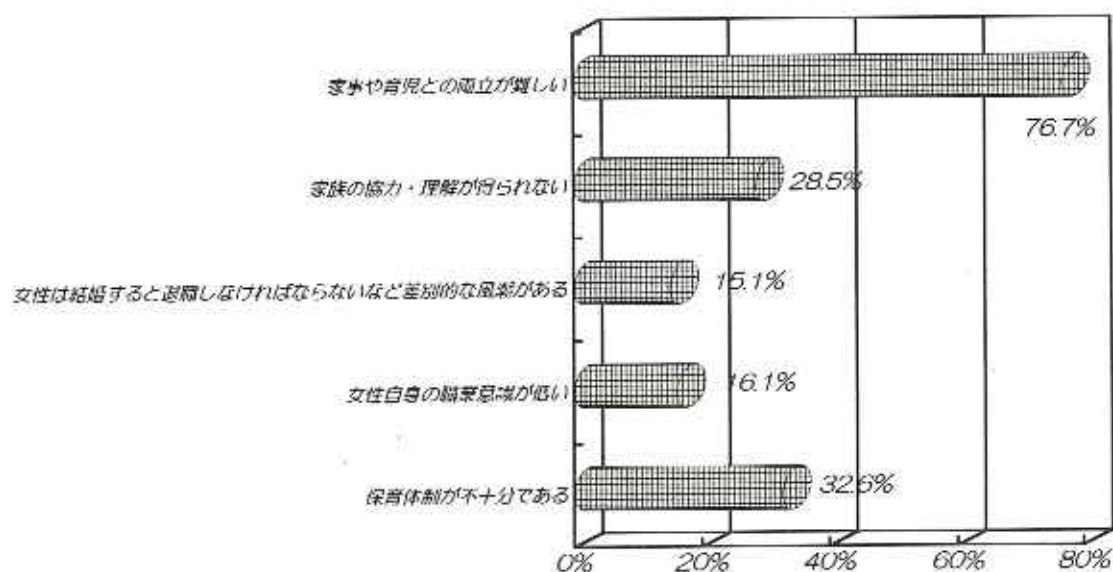
【現状と課題】

男女共同参画社会実現のためには、男女が家庭と仕事を両立させていくことが最も重要といえます。しかし現状では、家庭責任のほとんどを女性が担っており、女性が継続して働き続けることが難しい状況にあります。平成9年(1997年)に行った生涯学習・男女共同参画アンケートでも、女性が働きつづけるうえでの障害として、全体の約77%の人が「家事や育児との両立が難しい」ことをあげています。このことから、女性が働きつづけるためには、男性の協力はもちろんのこと、保育所運営の多様化、弾力化、放課後児童対策の推進など、社会全体で育児を支援する体制が必要です。

また、近年の少子化問題から、改めて出産・育児の重要性を認識し、育児を社会コストとして雇用システムのなかに取り入れ、育児休業中の給付の充実や、育児休業後の円滑な職場復帰のための援助、労働時間の短縮、企業内保育施設の充実など、どんな場合であっても「家庭か仕事か」と二者択一を迫られることのないよう、職場環境や社会環境の整備を早急に進める必要があります。

また、母子・父子家庭にとっては、家庭と仕事の両立はもっと深刻であり、自らが生計の中心であると同時に、児童の養育者であることから、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれている場合が多いといわれています。このことから、母子・父子家庭の生活の安定を図るために、家庭と仕事の両面にわたる支援事業の充実が求められています。

〔図-Ⅲ-3 女性が仕事を続けていくことが難しい理由について(複数回答可)〕



資料：生涯学習課「生涯学習・男女共同参画アンケート」平成9年(1997年)

【施策の方向】

[基本方針]

3 家庭責任を持つはたらく男女の支援

[基本方向]

(1) 男女の家庭と仕事の両立支援

(2) 母子・父子家庭対策の推進

基本方向(1) 男女の家庭と仕事の両立支援

共働き家庭において、男女が共に家庭と仕事の両立が図れるよう、男性の家事・育児参加に対する啓発に努めるとともに、女性の子育てや介護などの負担が軽くなるよう、環境の改善に努めます。

基本方向(2) 母子・父子家庭対策の推進

母子・父子家庭の自立と生活の安定を図るため、家庭と仕事の両立が図れるよう、支援事業を推進するとともに、各種の相談体制を充実します。

【主要施策】

(1) 男女の家庭と仕事の両立支援

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
① 講座・講演会の開催	男女が共に家庭と仕事を両立するための講座・講演会を開催します。	A	児童福祉課 生涯学習課
② 情報提供の充実	家庭と仕事の両立に必要な、保育・介護サービスなどに関する情報提供の充実を図ります。	A	高齢者福祉課 児童福祉課
③ 低年齢児保育の充実	保育所に対する養育者のニーズ把握に努め、低年齢児保育の充実を図ります。	A	児童福祉課
④ 地域子育て支援センターの充実	育児相談や、保育サービスの情報提供など、子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターの充実を図ります。	A	
⑤ 学童クラブの充実	共働き家庭の放課後児童対策として、学童クラブを充実します。	A	
⑥ 介護サービスの充実	共働き家庭の介護を支援するため、デイサービスやショートステイなど、各種介護サービスの充実を図ります。	A	高齢者福祉課
⑦ 介護機器の普及	介護機器等の普及を図り、介護を必要とする障害者、障害児の自立を支援するとともに、介護者の負担を軽減します。	A	社会福祉課 高齢者福祉課
⑧ 育児・介護休業法の周知徹底	育児・介護休業法の完全実施を目指すとともに、男性の積極的利用を啓発します。	B	生涯学習課

(2) 母子・父子家庭対策の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
① 母子・父子家庭の生活の安定	母子・父子家庭の生活の安定を図るため、母子福祉基金など生活資金貸付事業を充実するとともに、医療費等の助成を行います。	A	児童福祉課
② 相談体制の充実	母子・父子家庭の持つ悩みや課題に対して、民生・児童委員、主任児童委員等との連携を図りながら、適切な指導、相談のできる体制を充実します。	A	

基本目標Ⅳ 男女共同参画を支えるための女性の健康と福祉の向上

高齢社会とは、寿命が延び長生きできるようになった幸せな社会であるといえますが、同時に、さまざまな問題が生じていることも事実です。特に介護においては、そのほとんどを女性が担うといった傾向や、独り暮らしの高齢者の8割を女性が占めるなど、女性にとって高齢化は大きな問題です。また、高齢化の原因となっている少子化の進行を改善するためには、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境の整備が必要です。

さらに、家族の形態も、単身、核家族、母子・父子家庭、高齢者のみの世帯など非常に多様化しています。

このような状況のなかで、だれもが健やかに暮らせるよう、生活の各段階に対応した健康と福祉の向上を図ります。

男女共同参画を支えるための女性の健康と福祉の向上

《基本方針1》

子育ての支援

〈基本方向〉

- (1) 子育ての不安に対応した支援の強化
- (2) 地域における養育活動の充実
- (3) 保育サービスの充実

《基本方針2》

高齢社会に向けた施策の充実

- (1) 介護者の支援
- (2) 高齢者の社会参画の促進
- (3) 生きがい対策の推進

《基本方針3》

母性の保護と母子保健の充実

- (1) 母性の保護
- (2) 母子保健の充実
- (3) 女性への暴力の排除

《基本方針4》

女性の健康づくりの支援

- (1) 心とからだの健康づくりの支援
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進

基本方針1 子育ての支援

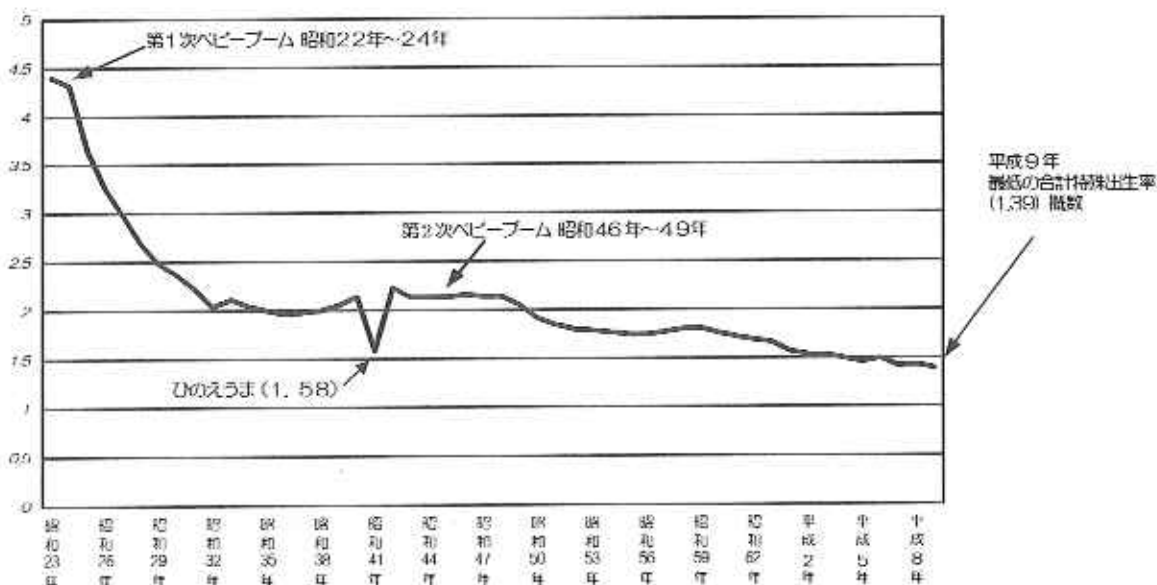
【現状と課題】

女性のライフスタイルの変化や核家族化、地域社会の希薄化などにより、子育ての環境も大きく変化しています。しかし、子どもを産み育てるのは女性の役割という意識は変わらず、男性の家事・育児参加が圧倒的に少ないことから、子育てに対する不安や負担が女性に重くのしかかっています。

平成9年(1997年)に行った生涯学習・男女共同参画アンケートによると、「少子化を解消するためには、家庭・職場・地域においてどのような制度や環境の改善が必要だと思いますか。」との問いに、家庭では「夫の家事・育児負担」を、職場では「子育てを終えた後、再び仕事を再開できる再雇用制度の普及・充実」を、社会では「時間外保育や休日保育等の保育園の充実」を最も多くの人があげています。現状では、働く女性にとって出産・育児は仕事を続ける上で大きな障害となっており、その環境整備もまだまだ不十分であることから、子育て等が女性にだけしわ寄せされることのないよう、男性のより積極的な育児参加と、保育園、幼稚園等の社会環境の整備を行うことが求められています。

また、子育てに不安を持つ母親に対しては、子育て教室や育児サロン等を通しての仲間づくりや育児に関する相談体制の確立、幼稚園教育の振興や情報交換のためのネットワークづくりなど、さまざまな支援体制の充実が必要です。

〔図-Ⅳ-1 合計特殊出生率の推移〕

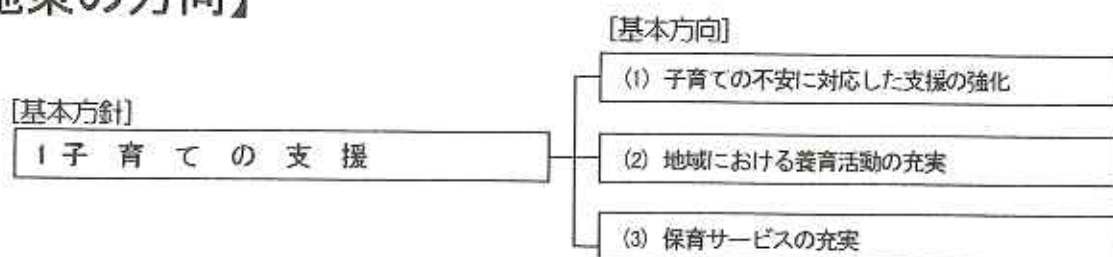


資料：厚生省「人口動態調査」

※(注1)「合計特殊出生率」

一人の女性が生涯に平均何人の子どもを産むかの数値で、次の世代につながる人口再生産の程度を大まかに示します。この数値が2.08では人口増減の制止人口状態で、2.08を下回ると将来人口は減少するといわれています。

【施策の方向】



基本方向(1) 子育ての不安に対応した支援の強化

育児不安から女性を解放するため、母親学級や、育児相談など、さまざまな相談や学習の機会を充実するとともに、育児経験者や育児中の仲間との出会いと交流の場を身近に設けるなど、子どもを育てやすい環境づくりに努めます。また、子育ては母親のみが行うという考え方を改め父親も積極的に子育てにかかわるよう啓発に努めます。

基本方向(2) 地域における養育活動の充実

地域社会が希薄化する中で、家庭における育児不安の増大や子ども同士の交流、あるいは、地域の人たちとのふれあいの機会が減少していることから、地域において子どもたちに健全な遊びやふれあいの場を確保・提供することで、児童の健全育成を図ります。

基本方向(3) 保育サービスの充実

女性の社会進出や、就労形態の多様化など、社会環境の変化と多様な保育ニーズに対応した保育園の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 子育ての不安に対応した支援の強化

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①男性の育児参画の促進	子育ては夫婦の共同作業であるとの認識に立ち、男性の育児への積極的参画を促進する啓発や学習事業を実施します。	B	生涯学習課
②育児相談体制の強化	子育ての不安を解消し、父親と母親が協力して子育てをするよう、男女共同参画の視点に立った育児相談体制の強化を図ります。	A	児童福祉課
③子育て講座・講演会の開催	子育てに関する講座・講演会を開催し、子育てに関する正しい知識の普及に努めます。	A	
④母親学級への夫婦での参加促進	出産・育児に関する知識の普及を目的とした母親学級へ、夫婦での参加を積極的に促進します。	A	保健センター
⑤妊産婦の訪問指導の充実	産前産後における母子の健全な育成を図るため、保健婦の訪問指導を充実します。	A	

基本目標Ⅳ 男女共同参画を支えるための女性の健康と福祉の向上

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
⑥家庭教育学級の拡充	家庭教育の基本を学ぶ、家庭教育学級を拡充し、夫婦での参加を促すよう体制づくりに努めます。	B	生涯学習課
⑦育児サークル等の育成	母親が、子どもの健康や遊びなどについて話し合う育児サークルの育成に努めます。	A	児童館
⑧青少年相談体制の充実	青少年相談センターを中心に、多様化する子どもの相談体制の充実に努めます。	A	学校教育課 生涯学習課
⑨障害児を持つ親への支援	障害児を持つ親の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスやデイサービスの充実に努めます。	A	社会福祉課

(2) 地域における養育活動の充実

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①学童クラブの充実	小学校低学年児童を対象に、放課後の安全管理、生活指導、遊びの指導などを行う学童クラブの充実に努めます。	A	児童福祉課
②地域子育て支援センターの充実	育児相談や保健サービスの情報提供など、子育て支援の拠点としての、地域子育て支援センターの充実に努めます。	A	
③3年保育の推進	幼児期の重要な時期である3歳児からの就園を積極的に推進します。	A	学校教育課
④幼稚園と小学校の連携	幼稚園と小学校が相互の教育内容・方法について理解し合い、お互いに学ぶことのできる事業を展開します。	A	
⑤幼稚園の地域開放の推進	幼稚園の持っている人的、物的教育機能を積極的に活用し、子育ての支援や地域の子どもたちの遊び場を提供するなど、地域の特性にあった活動を推進します。	A	

(3) 保育サービスの充実

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①保育サービスに関する調査の実施	多様化する保育ニーズに的確に対応するため、養育者に対して保育サービスに関する調査を行い、保育園運営への反映に努めます。	A	児童福祉課
②保育園の時間延長の充実	養育者のニーズを踏まえ、働く女性の子育てを支援するため、公立保育園の開所時間延長を充実します。	A	
③特別保育サービスの充実	養育者のニーズを踏まえ、一時保育・乳児保育・総合保育の拡充に努めます。	A	

基本方針２ 高齢社会に向けた施策の充実

【現状と課題】

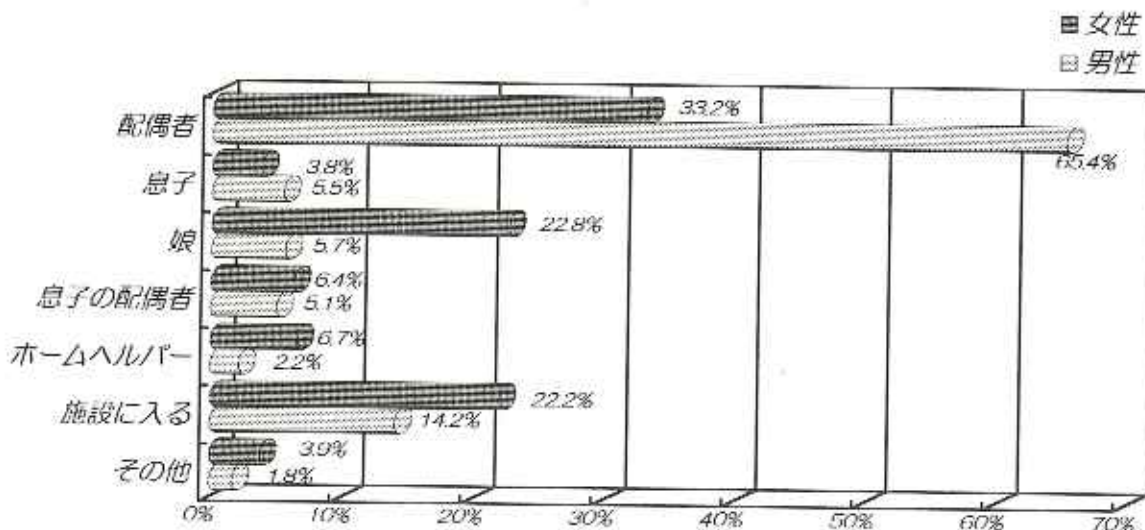
富士宮市の65歳以上の高齢者の割合は、平成3年(1991年)の11.2%から、平成9年(1997年)には14.6%と急速に進んでいます。とりわけ75歳以上の高齢者に占める女性の割合は約66%で、この割合は、今後も高くなると推測されることから、高齢化の進展は女性にとって深い関わりをもっています。

また、高齢社会においては、介護の中心的役割を果たす女性にとっては、非常に大きな問題です。福祉の取り組みがいわゆる「施設中心」から「在宅中心」に変わってきていますが、平成9年(1997年)に行った生涯学習・男女共同参画アンケートでは、「あなたが高齢になって日常生活が不自由になったとき、だれに身の回りの世話を頼みたいですか。」との問いに、男性の7割以上の方が、配偶者、娘、嫁といった近親の女性を望んでいます。このように高齢社会の到来は、介護する女性にとっても大きな問題となっていると同時に、介護者自身の高齢化が進んでいることから、将来に対する不安をもつ高齢者が多くなっています。

そこで、現行の老人保健制度と老人福祉制度とを再編成し、保健、医療、福祉にわたる介護サービスを一体的・効率的に提供する仕組みとして、平成12年4月から「介護保険制度」がスタートします。この制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを提供することを目的とした制度です。今後は、この「介護保険制度」による各種サービスの一層の充実を図るとともに、介護への男性の積極的参画を進める必要があります。

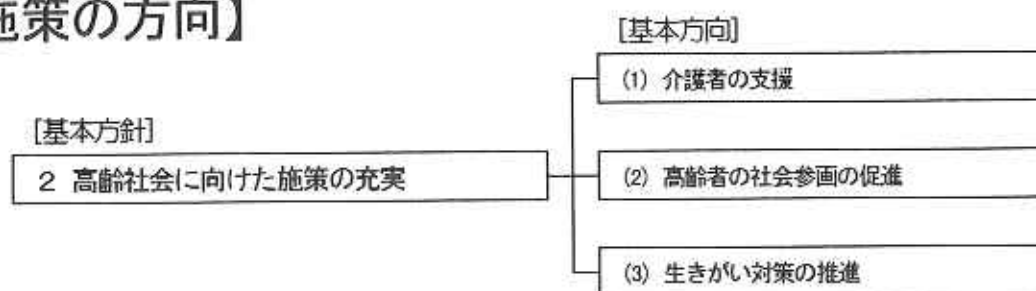
また、高齢者自身が長くなった老後を生きがいをもって有意義に過ごせるよう、就業機会の確保や、生涯学習活動、異世代との交流等を持ちつづけることが重要となります。

〔図-Ⅳ-2 だれに介護を頼みたいか〕



資料：生涯学習課「生涯学習・男女共同参画アンケート」平成9年(1997年)

【施策の方向】



基本方向(1) 介護者の支援

高齢者や、痴呆老人などの介護に携わっている多くの女性が、自らを犠牲にすることなく安心して生活を続けられるように、各種介護サービスの充実を図るとともに、家庭における男性の介護参画を進めるための意識改革と、介護負担軽減のための環境整備を行います。

基本方向(2) 高齢者の社会参画の促進

高齢者の経済的・生活的な自立支援を促すよう、就労機会の確保や生活技術修得に向けての支援に努めます。

基本方向(3) 生きがい対策の推進

高齢者の生きがい対策として、スポーツやレクリエーション等を含む生涯学習活動を推進するとともに、老人クラブや高齢者グループによる社会参加活動を支援します。

【主要施策】

(1) 介護者の支援

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①ホームヘルプサービス(訪問看護)の充実	日常生活を営むことに支障のある高齢者等に対して、家事等の援助を行うホームヘルプサービスを充実します。	A	高齢者福祉課
②デイサービス(日帰り介護)の充実	在宅の高齢者等に対して日常生活訓練、入浴、食事などを行うデイサービスの充実を図ります。	A	
③ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)の充実	家族の負担を軽減し、介護者の休息日等を確保するために、介護を必要とする高齢者等が一定期間入所できるショートステイを充実します。	A	
④在宅介護支援センターの整備	在宅サービスの提供拠点となる在宅介護支援センターを整備します。	A	
⑤行政サービス利用の広報・啓発・情報提供の強化	介護に係る行政サービスの利用を促すよう、広報、啓発、情報提供に努めます。	A	

基本目標Ⅳ 男女共同参画を支えるための女性の健康と福祉の向上

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
⑥介護機器の普及	介護機器等の普及を図り、介護を必要とする高齢者の自立を支援するとともに、介護負担の軽減を目指します。	A	高齢者福祉課
⑦男性を始めとする家族の介護参画の啓発	従来女性偏重の介護を見直し、男性を始めとする家族全員が積極的に介護に携わるよう啓発に努めます。	B	高齢者福祉課 保健センター 生涯学習課
⑧介護・看護教室の開催	高齢者等が安心して暮らせるよう、介護、看護技術を学ぶための講座を開催します。特に、男性の参加を呼びかけることで、介護における男性の参画を促します。	B	
⑨介護ボランティアの育成	介護・看護講座の修了生等が、介護ボランティアとして地域等において活動できる環境づくりを推進します。	B	

(2) 高齢者の社会参画の促進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①シルバー人材センターの支援	高齢者が就業を通じて社会に参画できるよう、就業機会を提供するシルバー人材センター事業を積極的に支援します。	A	高齢者福祉課
②高齢者のボランティア活動の促進	高齢者の豊かな知識や経験を生かしながら、生きがい対策にもなる各種のボランティア活動への参加を促進します。	A	高齢者福祉課 生涯学習課
③生活設計づくりの啓発	豊かな老後を迎えるための準備講座を開催し、生活設計づくりを啓発します。	B	生涯学習課
④生活技術に関する講座の開催	男女がともに参加できるような、衣食住に関する生活技術を学ぶ講座を開催します。	B	

(3) 生きがい対策の推進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①高齢者の学習活動の充実	寿大学、高齢者学級など、高齢者の自主的な学習活動の充実を図ります。	A	高齢者福祉課 生涯学習課
②老人クラブ、高齢者グループ活動の育成	高齢者の創造的な余暇活動、コミュニティー活動を支援するため、老人クラブをはじめとした高齢者グループの活動の育成、強化を図ります。	A	高齢者福祉課
③交流機会の充実	高齢者のためのイベント等を通じて、異世代等との交流を図ります。	A	

基本方針3 母性の保護と母子保健の充実

【現状と課題】

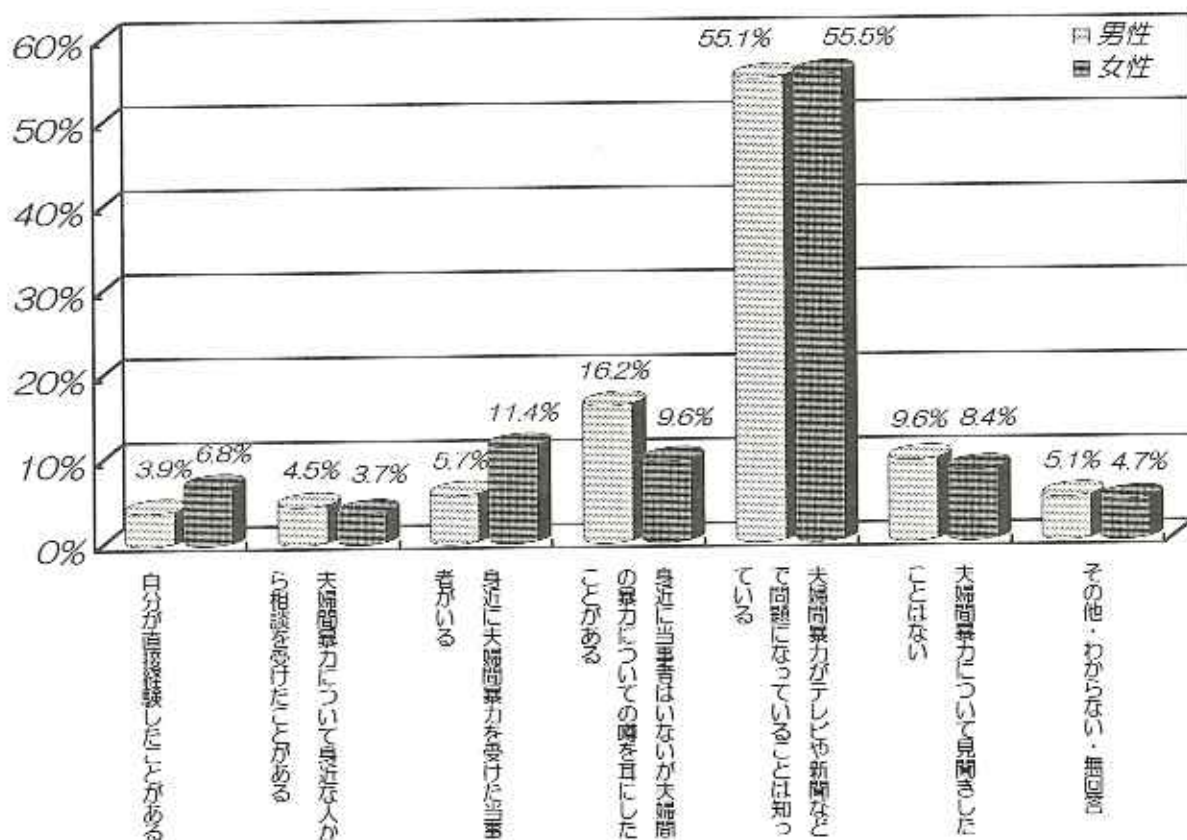
妊娠、出産といった母性機能は、生命を引き継ぎ、次の世代を形成する重要な社会的機能です。しかし、この母性機能の社会的意味が男性を中心に十分理解されておらず、時として性別役割分担を正当化する根拠とされたり、仕事においては女性への偏見や差別の根拠となっています。

妊娠、出産、子育て等のこれら一連の行為に対して、社会全体が積極的に支援するとともに、家庭においては、男性の理解と協力が強く求められています。

また、近年問題となっている女性への暴力(ドメスティックバイオレンス)については、女性の人権に係る深刻な問題であるにもかかわらず、個人的また家庭内の問題として捉えられる傾向が強く、被害者が潜在化する傾向を持っています。

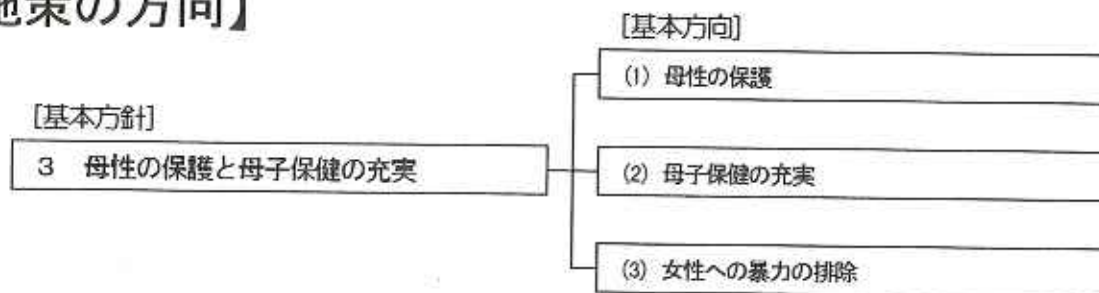
これらの諸問題を、社会的、構造的な問題として捉え、広報、啓発などの予防活動や、相談などの事後的救済活動まで、幅広い対応が必要とされています。

〔図-Ⅳ-3 あなたは夫婦間暴力について見聞きしたことがありますか〕



資料：静岡県女性総合センター「静岡県の男女共同参画に関する調査」平成9年(1997年)

【施策の方向】



基本方向(1) 母性の保護

母性を正しく理解し、母性の保護の重要性が認識されるよう保健指導や啓発に努めます。また、^{*(11)}リプロダクティブ・ヘルツ/ライツの浸透を目指します。

基本方向(2) 母子保健の充実

乳幼児の健全な発育のための保健指導や、核家族化、少子化の進む中での母親の育児不安などを解消するため、相談体制を充実します。

基本方向(3) 女性への暴力の排除

女性への暴力については、個人の問題に止めず、男女共同参画の視点から社会的、構造的な問題として捉え、排除に向けて施策を推進します。

【主要施策】

(1) 母性の保護

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①啓発活動の推進	母性の重要性についての理解を促すための啓発活動を、若い世代を中心に推進します。	A	保健センター
②産前産後の保健指導の充実	産前・産後の精神的不安解消や、母乳相談、産後の家族計画等についての相談及び訪問を充実します。	A	
③母親学級等への父親の参加促進	母親学級等への父親の積極的参加を促進し、母性の保護の重要性について認識を深めるための啓発を推進します。	A	
④妊産婦保健指導の充実	産前から産後まで一貫した保健活動を充実し、母体の異常の早期発見及び母性意識の向上を図ります。特に、高齢初産婦や若年妊産婦に対する保健婦の訪問指導を充実します。	A	

※ (注1) 「リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ」(reproductive health / rights)

【性と生殖に関する権利】と訳されます。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかを当事者である女性が、幅広い自己決定権を認めようとする考え方をいいます。

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
⑤性に関する学習機会の充実	若い世代を対象とした学習活動の中で、性に関する正しい理解を促すための学習機会の提供に努めます。	B	生涯学習課
⑥リプロダクティブ・ヘルツ／ライツの浸透	家庭教育に関する学習活動の中で、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツに関する内容を盛り込んだ講座を開催します。	B	

(2) 母子保健の充実

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①母子健康手帳による健康管理の推進	早期の妊娠届け出を励行させ、妊娠、出産、育児を通じ、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進を図ります。	A	保健センター
②乳幼児健康診査の実施	発達段階ごとの健康診査を実施し、異常の早期発見、子育て支援を行い、乳幼児の健全育成を図ります。	A	
③育児相談の充実	核家族化、少子化等により身近に相談相手もなく、育児に戸惑う母親が気軽に相談できるよう、育児相談のPR及び内容の充実を図ります。	A	

(3) 女性への暴力の排除

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①広報・啓発・情報提供の充実	女性への暴力は、深刻な人権問題であるとの視点に立ち、排除に向けての広報、啓発、情報提供の充実に努めます。	B	生涯学習課
②調査・研究の実施	女性への暴力に関する実態の把握に努めるとともに、排除に向けての効果的な施策についての研究を行います。	B	
③相談体制の確立	女性への暴力は、個人や家庭の問題として潜在化しやすい傾向にあることから、誰もが気軽に相談することのできる体制づくりに努めます。	B	

基本方針4 女性の健康づくりの支援

【現状と課題】

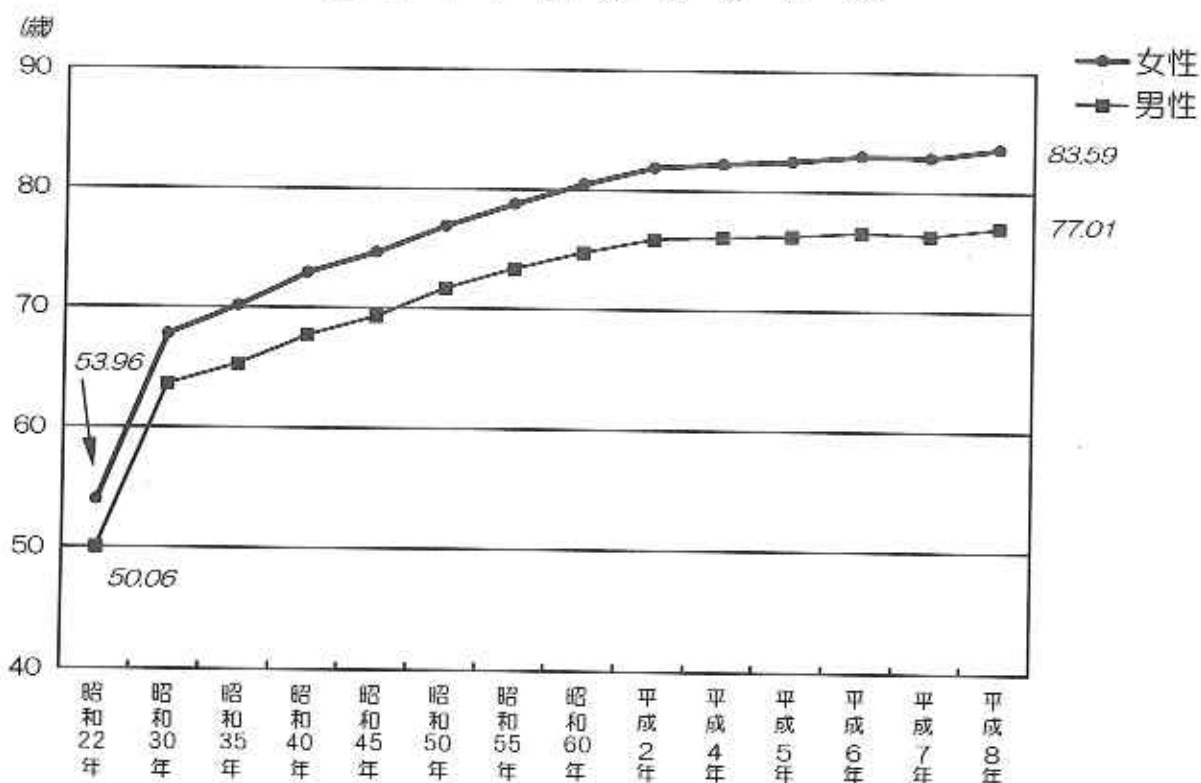
我が国は、世界一の長寿国であり、平均寿命も飛躍的に伸びています。特に、男性より平均寿命の長い女性にとっては、各ライフステージでの心身の健康の保持、増進が重要となってきます。

いつまでも、心身ともに健康ではつつとした人生を過ごすには、仕事一筋、家庭一筋といった単調な生き方ではなく、若いときからの適度な運動、バランスの取れた食事や休養といった基本的な健康づくりや、豊かな生活を送るための生きがいづくりなどが求められます。

しかし、健康診査、健康相談等を受ける機会の少ない、家庭にいる女性や自営業の女性などに配慮した保健サービスの充実や、働く女性がスポーツや文化活動に参加しやすいような体制づくりはまだ十分とはいえません。

今後は、疾病予防や検診による早期発見、早期治療からリハビリテーションにいたる幅広い保健サービスが受けられる保健、医療、福祉の充実などの健康づくりの支援と、きめ細やかな保健サービスが総合的に行われる体制が必要です。

〔図Ⅳ-4 平均寿命の推移〕



資料：厚生省「完全生命表」「簡易生命表」

【施策の方向】



基本方向(1) 心とからだの健康づくりの支援

女性のライフステージに応じて、心とからだの健康の維持・増進のために、健康診査や健康相談、健康教育など健康づくり支援事業の充実を図ります。

基本方向(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進

女性が積極的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康づくりが行えるよう、生活に密着したスポーツ・レクリエーションの奨励・普及を図るとともに、体育施設の有効活用や自主的活動の支援に努めます。

【主要施策】

(1) 心とからだの健康づくりの支援

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①健康診査の充実	成人病を中心とする疾病の早期発見、早期治療を目的として、乳がん、子宮がん及び各種健康診査の充実を図ります。	A	保健センター
②骨粗しょう症予防事業の推進	女性に多い骨粗しょう症は、若い時からの生活習慣が大きく影響することから、予防のための保健指導や啓発等を行います。	A	
③更年期健康相談の充実	女性特有の更年期障害等の健康に関する相談事業の充実を図ります。	A	
④健康意識の啓発	健康まつりなどのイベントや、広報誌を通して、健康づくり意識の啓発を図ります。	A	
⑤働く女性の健康支援	女性センターの機能を発揮し、働く女性の健康づくりを支援します。	B	生涯学習課

(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進

施策の概要	施策の内容	時期	担当課
①各種スポーツ教室等の開催	スポーツ教室や各種スポーツ大会、講演会等の事業を拡大し、女性の参加を促進します。	A	社会体育課
②スポーツ教室等における一時託児の実施	子育て中の女性が、スポーツ教室等に参加しやすいように一時託児を実施します。	B	生涯学習課 社会体育課
③スポーツ指導者・団体の育成	指導者講習会等を開催して、女性のスポーツ指導者の育成を図ります。また、地域のスポーツイベント等において、女性が積極的に企画・運営に参画できるよう環境づくりを進めます。	A	社会体育課
④スポーツ情報の提供	各種スポーツ情報が容易に得られるよう情報を提供し、女性のスポーツに対する関心を高めるとともに、参加者の拡大を図ります。	A	
⑤レクリエーション指導者の養成	地域社会や職場で、率先して潤いのある人間関係を創る、レクリエーション指導者の養成を図ります。	A	生涯学習課



第Ⅲ章 プランの実現に向けて

男女共同参画社会の実現に向けては、市民の理解と協力が欠かせません。また、さまざまな分野にまたがる諸問題に総合的に対処するためには、行政内部での連携と協力が不可欠です。

そのため、プランの実現に向けて「男女共同参画社会」に関する学習や活動及び情報提供を行う「女性センター」の積極的な活用と事業の充実を図ることにより、市民意識の高揚と、この課題に対する市民と行政が一体となった推進に努めます。

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の実現のため、プランのなかで具体的に掲げてある広範多岐にわたる施策を、各分野との連携を取りつつ総合的に推進するため「富士宮市女性行政推進会議」の総合調整機能を十分発揮し、施策の推進を図ります。

また、行政に携わるすべての職員が男女共同参画に対する認識を高めるよう、研修会や情報提供に努めます。

2 プランの進行管理

プランに掲げた施策の進捗状況について、その実績、効果、達成度等について定期的に点検・評価を行うとともに、市民に対して分かりやすく公表します。

3 市民意識の反映

社会情勢の変化による新たな課題や、市民意識の変化等に柔軟に対応するため、市民意見の聴取に努め、施策への反映を図ります。

4 女性センターの活用

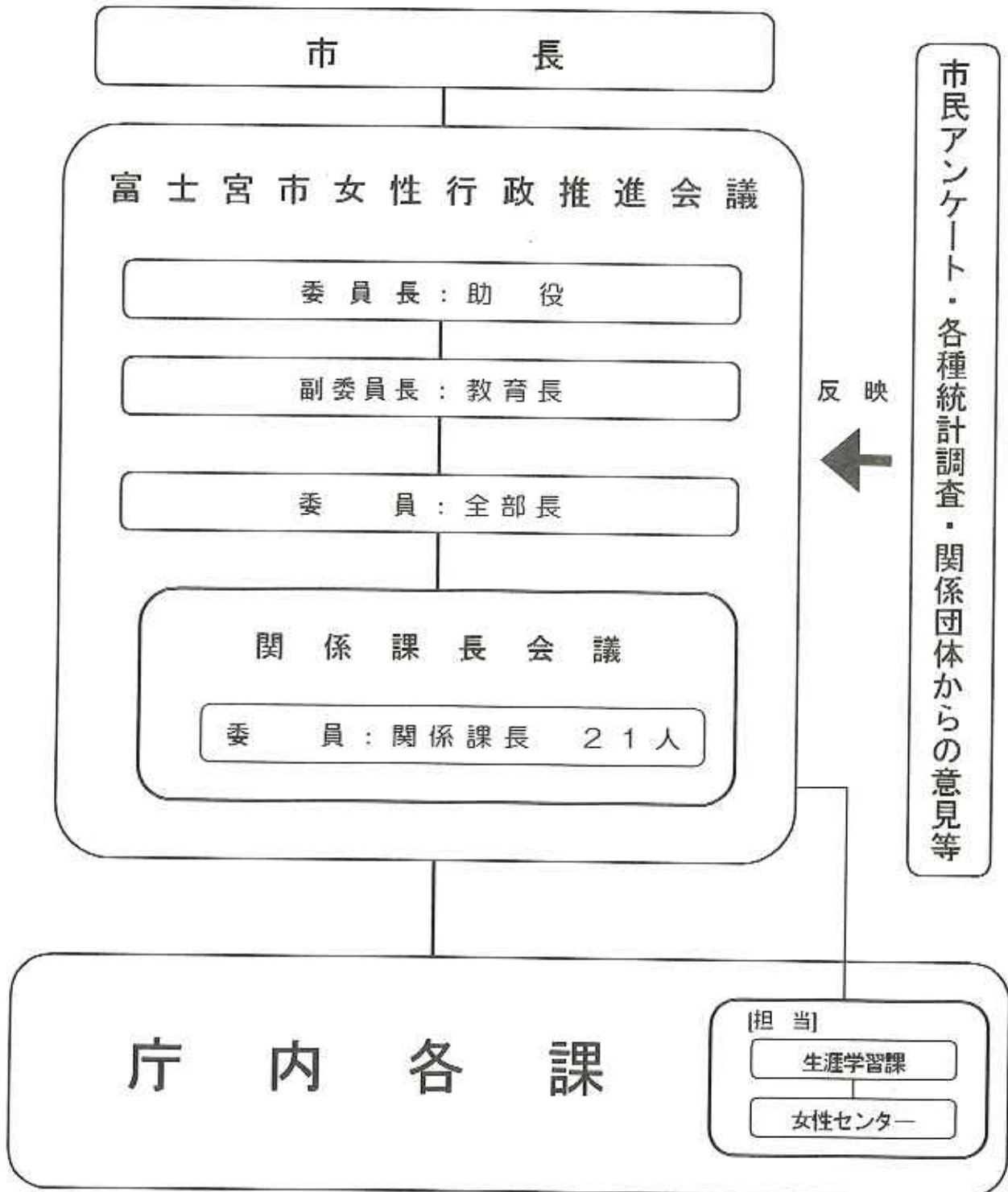
男女共同参画社会の実現の拠点となる女性センターを、男性も含めた全ての市民が積極的に活用するよう、以下の事業を推進します。

- (1) 男女共同参画に向けたさまざまな学習事業の開催及び意識の啓発に努めます。
- (2) 男女共同参画を目指すさまざまな団体の自主的活動を支援するとともに、団体間の交流促進を図ります。
- (3) 女性の持つ多様な問題に対応できる、相談体制の確立に努めます。
- (4) 男女共同参画に関するさまざまな書籍やビデオ、また、パソコン等を活用した情報の収集及び提供に努めます。

5 国・県への働きかけ

法制度の充実等、男女共同参画社会に向けての取り組みにおいて、市レベルでは解決が困難なものについては、国・県に対して積極的に働きかけていきます。

富士宮市男女共同参画プランの庁内推進体制



資料

資料

日本国憲法(抜粋)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

北京宣言及び行動綱領目次(総理府仮訳)

男女共同参画 2000 年プランの施策の基本的方向と具体的施策

男女が共に創るしずおかプラン施策体系

策定経過

富士宮市男女共同参画プラン懇話会設置要綱・委員名簿

富士宮市男女共同参画プラン(素案)に対する提言書

富士宮市女性行政推進会議設置要綱・委員名簿

(仮称) 富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ設置要綱・メンバー名簿

日本国憲法（抜粋）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と審議に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 2 章 戦争の放棄

（戦争の放棄、戦力および交戦権の否認）

第9条 ① 日本国民は、正義と秩序を貴重とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由・権利の保持の義務とその濫用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族の禁止、栄典の授与)

第14条 ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(思想および良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由)

第22条 ① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

- 第24条 ① 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会保障)

- 第25条 ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、義務教育)

- 第26条 ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(労働の権利と義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

- 第27条 ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

(基本的人権の本質)

- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(最高法規、条約及び国際法規の遵守)

- 第98条 ① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日 (国聯総会第34回会期)
 効力発生 1981年 9月 3日
 日 本 国 1980年 7月17日 署名
 1985年 6月24日 国会承認
 1985年 7月 1日 公 布
 1985年 7月25日 効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について、男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これら種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

弱乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家族における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保証することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 4 条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は個別の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第 5 条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性もしくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第 6 条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を

含む。)をとる。

第 2 部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において、投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の就学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取り扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、疾病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女性に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び共同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的義書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生のときは18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月後を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続き規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又

は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規定に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

北京宣言及び行動綱領目次

1 北京宣言 (総理府仮訳)

平成7年10月5日

1. 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
2. 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
3. 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目的を推進することを決意し、
4. あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され
5. 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
6. また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
7. 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについて我々の誓約(コミットメント)を再確認する。

8. 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
9. あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保証すること。
10. 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミットー1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの一でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
11. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
12. 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保証すること。

我々は、以下のことを確信する。

13. 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加及び権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
14. 女性の権利は人権である。

15. 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
16. 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
17. すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
18. 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
19. あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
20. 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
21. 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

22. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
23. 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
24. 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
25. 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
26. 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
27. 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保険医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
28. 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍縮縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
29. 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
30. 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルツを促進する。
31. 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。

32. 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
33. 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
34. あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

35. 女性及び少女の地位向上及びエンパワメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
36. 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。
37. また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
38. 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

2 第4回世界女性会議行動綱領目次 (総理府仮訳)

平成7年10月5日

第I章 使命の声明

第II章 世界的枠組み

第III章 重大問題領域

- －女性への持続し増大する貧困の重荷
- －教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- －保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- －女性に対する暴力
- －武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響

- 経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- 女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- 天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- 女児の権利に対する持続的な差別及び侵害

第IV章 戦略目標及び行動

A. 女性と貧困

- 戦略目標A. 1. 貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること
- 戦略目標A. 2. 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保障するため、法律及び行政手続きを改正すること
- 戦略目標A. 3. 貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること
- 戦略目標A. 4. 貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査を行うこと

B. 女性の教育と訓練

- 戦略目標B. 1. 教育への平等なアクセスを確保すること
- 戦略目標B. 2. 女性の中の非識字を根絶すること
- 戦略目標B. 3. 職業訓練、科学技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること
- 戦略目標B. 4. 非差別的な教育及び訓練を開発すること
- 戦略目標B. 5. 教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること
- 戦略目標B. 6. 少女及び女性のための生涯にわたる教育及び訓練を促進すること

C. 女性と健康

- 戦略目標C. 1. ライフサイクルを通じ、適切で、手頃な料金の良質の保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること
- 戦略目標C. 2. 女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること
- 戦略目標C. 3. 性感染症、HIV/AIDS及び性に関する健康とリプロダクティブ・ヘルス問題に対処する、ジェンダーに配慮した先導的事業に着手すること
- 戦略目標C. 4. 女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること
- 戦略目標C. 5. 女性の健康のための資源を増加し、フォローアップを監視すること

D. 女性に対する暴力

- 戦略目標D. 1. 女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること
- 戦略目標D. 2. 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること
- 戦略目標D. 3. 女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

E. 女性と武力紛争

- 戦略目標E. 1. 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること
- 戦略目標E. 2. 過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること
- 戦略目標E. 3. 非暴力の紛争解決の形態を奨励し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること
- 戦略目標E. 4. 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること
- 戦略目標E. 5. 難民女性その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護、支援及び訓練を提供すること
- 戦略目標E. 6. 植民地及び自治権を持たない地域の女性に支援を提供すること

F. 女性と経済

- 戦略目標F. 1. 雇用、適切な労働条件及び経済資源の管理へのアクセスを含む、女性の経済的な権利及び自立を促進すること
- 戦略目標F. 2. 資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること
- 戦略目標F. 3. 殊に低所得の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること
- 戦略目標F. 4. 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること
- 戦略目標F. 5. 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること
- 戦略目標F. 6. 女性及び男性のための職業及び家族的責任の両立を促進すること

G. 権力及び意思決定における女性

- 戦略目標G. 1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じること
- 戦略目標G. 2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

H. 女性の地位向上のための制度的な仕組み

- 戦略目標H. 1. 国内本部機構及びその他の政府機関を創設又は強化すること
- 戦略目標H. 2. 法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと
- 戦略目標H. 3. 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること

I. 女性の人権

- 戦略目標I. 1. あらゆる人権文書、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること
- 戦略目標I. 2. 法の下及び実際の平等及び非差別を保障すること
- 戦略目標I. 3. 法識字を達成すること

J. 女性とメディア

- 戦略目標J. 1. メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること
- 戦略目標J. 2. メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

K. 女性と環境

- 戦略目標K. 1. あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと
- 戦略目標K. 2. 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み入れること
- 戦略目標K. 3. 開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

L. 女兒

- 戦略目標L. 1. 女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること
- 戦略目標L. 2. 少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること
- 戦略目標L. 3. 女兒の権利を促進し、保護し、女兒のニーズ及び可能性に対する認識を高めること
- 戦略目標L. 4. 教育、技能の開発及び訓練における少女への差別を撤廃すること
- 戦略目標L. 5. 健康及び栄養における少女に対する差別を撤廃すること
- 戦略目標L. 6. 児童労働からの経済的搾取を撤廃し、働く少女を保護すること
- 戦略目標L. 7. 女兒に対する暴力を根絶すること
- 戦略目標L. 8. 女兒の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること
- 戦略目標L. 9. 女兒の地位を向上させる上で家族の役割を強化すること

第V章 制度的整備

- A. 国内レベル
- B. 小地域、地域レベル
- C. 国際レベル
 - 1. 国際連合
 - 2. その他の国際機関

第VI章 財政的整備

- A. 国内レベル
- B. 地域レベル
- C. 国際レベル

男女共同参画 2000 年プラン

(男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画)

平成 8 年 12 月 13 日 男女共同参画推進本部

- 施策の基本的方向と具体的施策 -

I 男女共同参画を推進する社会システムの構築	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<p>国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p>国の審議会等委員への女性の参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標の早期達成 ・ 団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の推進 ・ その他の委員等への女性の参画を促進するための取組 <p>女性国家公務員の採用・登用等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
	<p>地方公共団体等における取組の支援、協力要請</p> <p>審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援 ・ 市区町村への取組の普及 <p>女性地方公務員の採用・登用等に関する協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性地方公務員の採用・登用等に関する協力要請
	<p>企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的気運の醸成 ・ グラス・シーリング解消のための取組 ・ 大学等への協力要請
	<p>調査の実施及び情報・資料の収集、提供</p> <p>政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブ・アクションの検討 ・ 女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施 <p>女性の人材に関する情報の収集・整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の人材に関するデータベースの構築及びネットワーク化の検討 ・ 女性リーダーの養成
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	<p>男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族に関する法制の整備 ・ 個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討 ・ 職場・家庭・地域等における慣行の見直し ・ 男女の生活者の視点が反映された社会基盤の整備
	<p>国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進 ・ 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進
	<p>法識字の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令や条約の周知等
	<p>男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査等の充実 ・ 無償労働の数量的把握の推進

II 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現		
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法及び労働基準法女子保護規定についての見直し ・雇用の分野における男女の均等取扱いの徹底 ・女子労働者と企業との紛争解決 ・賃金格差解消に向けた取組 ・企業による積極的取組（ポジティブ・アクション）の奨励 ・労使、社会一般に対する意識啓発
	働く女性の妊娠・出産にかかわる保護	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法の母性保護規定の遵守の徹底 ・妊産婦の健康管理に係る対策の充実
	女性の職業能力開発と能力発揮の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内教育訓練の推進 ・公共部門による職業能力開発の積極的展開 ・個人主導による職業能力開発の推進 ・女性の社会参加の支援のための事業の推進 ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究
	多様な働き方を可能とする就業条件整備	<p>パートタイム労働対策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法及び指針の周知徹底等 ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底 ・パートタイム労働者の雇用の安定 ・パートタイム労働者に対する能力開発 <p>労働者派遣事業に係る対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の適正な運営の確保 ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保 ・制度の見直し検討 <p>女性起業家に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家に対する支援施策の推進 <p>家族従業者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族従業者の実態の把握 ・家内労働者の労働条件の改善 <p>新しい就業形態等をめぐる対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの普及促進
4 農山漁村におけるパートナースhipの確立	あらゆる場における意識と行動の変革	<ul style="list-style-type: none"> ・「個」としての主体性の確保 ・固定的な役割分担意識の是正 ・社会的な気運の醸成・高揚 ・生産・生活における女性の実態の的確な把握
	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ・能力の開発と適正な評価
	女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の経済的地位の向上 ・技術・経営管理能力の向上 ・快適に働くための条件整備
	女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成 ・住みやすく快適な生活環境の整備 ・女性の交流ネットワークの形成
	高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活支援体制の整備 ・高齢者の活動の推進 ・老後の自立の確保

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実	<p>多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 ・子育てに関する相談支援体制の整備 ・子育てのための経済的負担の軽減等の検討、資産形成の支援 ・母子・父子家庭等に対する支援の充実 ・母子・父子家庭等に対する各種支援の充実
	育児・介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備	<p>育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度の早期導入の促進及び育児休業制度の定着促進 ・育児休業者、介護休業者が職場復帰しやすい環境づくりの推進等 ・育児・介護休業取得者の代替要員の確保 ・勤労者家族をとりまく課題の検討 <p>育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児・介護とが両立できる雇用環境の整備に向けた事業主の取組への支援 ・育児・介護を行う労働者に対する情報提供、相談、講習による支援 ・地域における仕事と育児・介護との両立のための支援事業の推進
	再就職希望者に対する援助	<p>再雇用制度の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再雇用制度の普及促進 <p>再就職希望者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職希望者に対する支援 ・レディス・ハローワークにおける再就職支援 ・再就職支援のための職業訓練の実施
	家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進	<p>家庭生活への男女の共同参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発 ・家庭教育に関する学習機会の充実 ・父親の家庭教育参加の支援・促進 ・勤労者リフレッシュ対策 <p>地域社会への男女の共同参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会活動への理解促進のための広報・啓発 ・消費者教育の推進・支援 ・環境保全活動への参画の支援 ・ボランティア活動の参加促進のための環境整備 <p>労働時間の短縮等就業条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の短縮 ・フレックスタイム制等の普及
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	<p>高齢者保健福祉施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス基盤の強化及び整備 ・在宅サービスの充実 ・施設サービスの充実 ・民間事業者による高齢者介護サービスの促進 <p>介護に係る人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進 <p>新たな介護システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の創設 <p>高齢者の自立を容易にする社会基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立を容易にする社会基盤の整備
	高齢期の所得保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公平な社会保障システムの整備 ・自助努力による資産形成等の促進
	高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳までの雇用・就業機会の確保 ・学習機会の整備等 ・高齢者の社会参加活動の促進 ・高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援 ・広報・啓発活動の推進
	障害のある者への配慮の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある者への配慮

Ⅲ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成		
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性に対する暴力に対する厳正な対処	性犯罪への厳正な対処 ・性犯罪の潜在化防止及び捜査力の強化のための取組の推進 ・関係諸規定の厳正な運用と適切な科刑の実現 売買春に対する総合的取組の推進 ・売買春の根絶に向けた取締りの強化等 ・児童買春に対する対策の強化 ・売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援 家庭内暴力等潜在しやすい暴力に対する実態把握と対策の推進 ・家庭内暴力に対する対策の推進 ・児童虐待への取組の推進 セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進 ・セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進
	被害女性に対する救済策の充実	被害女性に対する相談・保護・救済対策の充実 ・相談・カウンセリング対策の充実 ・事情聴取及び公判における被害者の保護 ・被害者の安全確保と社会復帰の支援 ・人権調整専門委員制度の充実 ・外国人女性に対する配慮 女性に対する暴力事案における被害者からの事情聴取、訴追、相談、救済等に携わる職員の養成・訓練等 ・専門調査官の養成 ・女性に対する暴力事案に携わる職員等の研修、訓練 ・被害女性の相談等に携わる職員の研修 ・外国人女性の人権に対する配慮
	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	女性に対する暴力を許さない社会づくりのための広報・啓発・環境浄化 ・女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化対策の推進 ・地域安全活動による環境づくりの推進等 ・女性の人権に関する広報・啓発 防犯対策の強化 ・防犯対策の強化 暴力の原因、影響、予防方策に関する調査・研究 ・暴力の原因、影響、予防方策等に関する調査・研究
	女性に対する暴力の根絶に向けての関係諸機関の連携強化と総合的対策の検討	・女性に対する暴力の根絶に向けての関係諸機関の連携強化と総合的対策の検討
8 メディアにおける女性の人権の尊重	女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援	メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進 ・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援 ・性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離 ・いわゆる児童パルノ等児童を対象とする性・暴力表現の根絶 ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進 ・メディアにおける男女共同参画の推進 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討 ・現行法令の適用による取締りの強化 ・接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進 ・自主ガイドラインの策定の支援等 ・インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討
	公的機関の策定する広報・出版物等における性にとられない表現の促進	・公的な広報・出版物等に関するガイドラインの策定 ・ガイドラインの民間への周知

9 生涯を通じた女性の健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康問題への取組についての気運の醸成 ・学校教育における性に関する指導の充実 ・性に関する学習機会の充実 ・母性の社会的機能の尊重
	生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実 ・女性の健康教育・相談指導の充実 ・女性の健康等にかかわる施策に関する総合的な検討 妊娠・出産期における女性の健康支援 ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供 ・不妊専門相談サービスの充実 ・周産期医療の充実 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援 ・成人期、高齢期の健康づくりの支援 ・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防対策の推進 ・生涯にわたるスポーツ活動の推進
	女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> HIV/エイズ、性感染症対策 ・予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進 ・性感染症対策の推進 薬物乱用防止対策の推進 ・乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶 ・少女による薬物乱用防止対策の推進 ・薬物乱用を許さない社会環境の形成
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	男女平等を推進する教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育の充実 ・学校教育全体を通じた指導の充実等 ・家庭科教育の充実 高等教育機関における男女平等の推進 ・女性学・ジェンダー研究の活用 社会教育の推進 ・家庭教育に関する学習機会の充実 ・青少年男女の相互理解・協力等の推進 ・成人男女の学習活動の推進 ・男女平等観の形成の促進
	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の推進 ・地域における生涯学習推進体制の整備 ・生涯学習フェスティバルの開催 ・生涯学習情報ネットワークの整備 ・リカレント教育の推進 ・放送大学等の整備 ・学校施設の開放促進 ・青少年の学校外における体験活動等の充実 ・民間教育事業との連携 ・学習成果の適切な評価 女性の多様化・高度化した学習需要に対応した教育・学習活動の充実 ・女性の生涯にわたる学習機会の充実 ・女性の能力開発・社会参加の促進 ・指導者の養成 ・国立婦人教育会館の整備充実等 進路・就職指導の充実 ・進路指導の充実 ・女子高校生、女子学生に対する職業意識の醸成、意識啓発の実施 ・就職指導の充実 ・各経済団体等への協力要請

IV 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献		
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守 ・未批准の条約に関する検討
	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 国連の諸活動への協力 ・国連の諸活動への協力 WIDの推進 ・WIDイニシアティブの推進 〔教育〕〔健康〕〔経済・社会活動への参加〕 ・WID推進体制の充実 ・NGOとの連携・協力 女性の平和への貢献 ・平和を推進する国際機関等への貢献 ・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 国際交流・協力の推進 ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進 ・環境問題に関する国際協力 ・教育分野における国際交流・協力の実施

計 画 の 推 進

施策の積極的展開と定期的フォローアップ

- ・施策の総合的推進、定期的フォローアップ等
- ・あらゆる施策への男女平等の視点の反映
- ・行政職員の研修機会等の充実

調査研究、情報の収集・整備・提供

- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
- ・我が国の取組の海外への発信

総合的な推進体制の整備・強化

- 国内本部機構の組織・機能強化
- ・男女共同参画社会の形成を促進するための新たな審議会の設置
 - ・男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律の検討等
 - ・女性問題担当大臣の補佐体制の充実
 - ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
 - ・男女共同参画推進本部担当部署等の充実等
 - ・行政相談員、人権擁護委員等の積極的活用
 - ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化
 - 国、地方公共団体、NGOの連携強化、全国民的取組体制の強化
 - ・国・地方公共団体間の連携の強化
 - ・女性の活動の拠点となる施設の充実
 - ・NGOとのネットワークの形成
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

男女が共に創るしずおかプラン

基本理念：「人権の尊重」と「男女の平等」

基本視点：(1)人権の尊重と男女の固定的な役割分担の是正

(2)男女があらゆる分野に参画し、能力を発揮できる環境づくり

(3)男女の共同参画による多様な価値の調和した新たな社会の創造

基本目標1 男女共同参画の促進と新たな社会の創造

(1) 政策・方針決定への女性の登用・参画の促進	①政策や方針決定への女性の意見を反映する機会の拡充 ②審議会等への女性の登用の促進 ③人材の発掘と育成 ④管理職等への女性の登用の促進 ⑤企業・民間団体等における方針決定への女性の参画の促進
(2) 男女共同参画による新たな地域社会の創造	①地域活動における男女共同参画の促進 ②男女共同参画による災害に対し安全な地域づくり ③男女共同参画による環境問題への取組 ④男女共同参画による暮らしやすいまちづくり
(3) 男女共同参画を支える保育・介護支援等の環境整備	①子育て支援体制の整備 ②保育サービスによる両立支援の促進 ③介護サービスによる両立支援の促進 ④地域等におけるサポートシステムの構築 ⑤労働時間の短縮など就業環境の整備 ⑥情報提供・相談体制の整備
(4) 国際協力と平和への貢献	①国際化に対応した女性リーダーの育成と学習機会の拡大 ②アジアをはじめ世界の国々との多様な国際交流への参画の推進 ③国際協力活動への参画の促進 ④地域社会における国際交流の促進

基本目標2 男女平等と共同参画をめざす生涯にわたる学習の推進

(1) 性別役割分担意識の是正の促進	①性別役割分担意識の是正と男女共同参画意識の高揚 ②男女の格差(ジェンダー)に基づく諸問題解決のための調査・研究等の推進 ③男女共同参画のための学習活動や情報提供の推進 ④市町村行政と民間団体のための学習・広報活動の推進
(2) 学校における男女平等と共同参画をめざす教育の推進	①男女平等と共同参画のための教育実践の促進 ②男女平等観に基づく進路指導の推進 ③学校生活における共同参画の推進 ④教職員の研修機会の充実等による人材の確保
(3) 社会の多様な場における男女平等と共同参画のための学習機会の拡充	①男女平等と共同参画のための多様な学習機会の提供と学習内容の充実 ②人権や男女共同参画の意識を高めるボランティア学習の推進 ③家庭における男女平等と共同参画のための学習活動や情報提供・相談事業の促進 ④生涯学習支援施策の拡充
(4) 人権としての両性の尊重	①両性の尊重についての情報提供、学習機会、広報活動の充実 ②女性の人権の確保 ③青少年に対する性教育の充実 ④相談指導体制の充実

基本目標3 男女共同参画のための働く環境の整備

(1) 雇用の分野における男女の実質的平等の確保	①「男女雇用機会均等法」等の周知徹底 ②女性の職業意識の高揚 ③再就業における就業条件の整備 ④労働時間の短縮など就業環境の整備 ⑤情報提供・相談体制の整備
(2) 多様な就業形態を可能にする就業環境の整備	①パートタイム労働者の労働条件の向上 ②派遣労働者の労働条件の向上 ③自営・家内労働者の労働条件の向上 ④情報提供・相談体制の整備
(3) 女性の職業能力開発等の促進	①女性の総合的職業能力の開発等 ②在職者のための職業能力の開発等 ③再就職者のための職業能力の開発等 ④女性起業家の育成促進
(4) 農林水産業・商工自営業における女性の地位の向上	①女性の能力発揮の促進 ②女性の活動しやすい環境の整備
(5) 職業生活と家庭生活の両立支援	①保育サービスによる仕事と家庭の両立支援の促進 ②介護サービスによる仕事と家庭の両立支援の促進 ③母性保護等の健康管理対策による両立支援の促進 ④育児・介護休業制度の普及促進 ⑤地域等におけるサポートシステムの構築 ⑥特別な配慮を必要とする女性への就業援助 ⑦情報提供・相談体制の整備

基本目標4 男女共同参画のための健康の増進と福祉の充実

(1) 母性の保護と母子保健の充実	①母性保護の充実 ②母子保健の充実
(2) 生涯にわたる健康の増進と福祉の充実	①心と身体の健康づくりの推進 ②健康を維持するための教育・相談の充実 ③多様な保健・福祉サービスの充実 ④保健・医療・福祉のためのマンパワーの確保
(3) 多様な家族形態への理解と生活の安定	①家族の多様化への理解の促進 ②母子家庭・父子家庭対策の促進
(4) 保育・介護サービス等の福祉の充実	①保育サービスによる福祉の充実 ②介護サービスによる福祉の充実 ③子育て支援体制の整備 ④高齢期における生活基盤の確保と多様な生きがいづくりへの支援

策 定 経 過

年 月	女 性 行 政 推 進 会 議	男女共同参画プラン懇話会 ほか
平成9年6月	6/5 女性行政推進会議 講演会 「女性行政の考え方と推進の必要性について」 講 師 静岡県立大学 助教 小島 茂 氏 議 事 ・プランの策定論点を決定、策定手順及び発着場についての検討	<p>生涯学習・男女共同参画アンケート実施 実施期間 9月10日から9月30日 対 象 20歳代から70歳代の男女3,026人 回 収 率 37.4% (1,133人)</p>
9月		
10月	10/7 ワーキンググループ設置要綱決定	
11月	11/12 第1回ワーキンググループ 講演会 「男女共同参画社会に向けての県・県・市の役割について」 講 師 静岡県生活・文化部 女性政策課 課長補佐 杉山 正子氏	
	11/26 第2回ワーキンググループ（グループ協議） テーマ 「男女共同参画社会に向けての現状と課題」	
12月	12/4 第3回ワーキンググループ（グループ協議） テーマ 「労働の分野における男女共同参画の現状と課題」	
	12/18 第4回ワーキンググループ（グループ協議） テーマ 「教育の分野における男女共同参画の現状と課題」	
平成10年1月	1/9 第5回ワーキンググループ（グループ協議） テーマ 「福祉の分野における男女共同参画の現状と課題」	
	1/20 女性行政推進会議・関係課長会議合同研修会及び第6回ワーキンググループ 講演会 「市町村における行動計画の策定について」 講 師 静岡県立大学 人文学部 教授 三富 紀敏 氏	
2月	2/13 第7回ワーキンググループ（グループ協議及び全体検討） プラン（案）についての協議	
	2/17 第8回ワーキンググループ（グループ協議及び全体検討） プラン（案）についての協議	
3月	3/12 第9回ワーキンググループ（グループ協議及び全体検討） プラン（案）についての協議	
	3/25 第10回ワーキンググループ（グループ協議及び全体検討） プラン（案）についての協議	
5月	5/1 女性行政推進会議・関係課長会議・ワーキンググループ合同会議 講演会 「男女共同参画社会の基本的な考え方について」 講 師 日本経済新聞社 鹿嶋 敬 氏 議 事 ワーキンググループ検討結果報告・今後のスケジュールについて	
6月	6/4 関係課長会議 議 事 プラン（案）についての内容検討	6/12 男女共同参画プラン懇話会設置要綱決定
7月		7/6 第1回男女共同参画プラン懇話会 要綱交付・正副会長選出 議 事 プラン（案）についての検討依頼
8月		8/3 第2回男女共同参画プラン懇話会 議 事 プラン（案）についての検討
		8/21 第3回男女共同参画プラン懇話会 議 事 プラン（案）についての検討
9月		9/18 第4回男女共同参画プラン懇話会 議 事 プラン（案）についての検討
		9/29 第5回男女共同参画プラン懇話会 議 事 提言書の作成
10月	10/29 女性行政推進会議・関係課長会議合同会議 議 事 提言書の内容について、今後の方針について	10/15 プラン（案）についての提言者報告会
11月	11/20 女性行政推進会議・関係課長会議合同会議 議 事 プラン（案）の決定	
12月	プラン（案）を市長に報告	
3月	策 定	

富士宮市男女共同参画プラン懇話会設置要綱

(設置)

第1条 富士宮市は、男女共同参画プランの策定に当たり、そのあり方について広く意見を求め、市民参加によるプラン作りを進めるため、富士宮市男女共同参画プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、男女共同参画プランに関し、富士宮市が策定する素案について調査及び検討を行い、その結果を市長に提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民及び知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償並びにそれらの支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年富士宮市条例第12号）中、専門委員の規定を準用する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

富士宮市男女共同参画プラン懇話会委員名簿

【五十音順】

氏 名	性	所 属 ・ 職 名 等	備 考
赤池 美奈子	女	富士宮市勤労青少年ホーム 運営委員	
足立 てるみ	女	私立常丘保育園 保母	
稲葉 やす子	女	静岡県富士健康福祉センター富士宮支所 保健婦	
植松 史浩	男	社会福祉法人 天竜厚生会 白糸寮 コーディネーター	
久保 和子	女	ふじのみや女性の会 副会長・しずおか女性カレッジ修了生	副 会 長
佐々木 壽子	女	酪農家 静岡県農山漁村ときめき女性 静岡県女性の国際研修修了生	
佐野 博行	男	自営業 レディースファッション 'コメヤ' 経営	
芝田 加代子	女	富士宮市立常丘小学校 家庭教育学級長	
杉山 正俊	男	富士宮地区 労働者福祉協議会 副会長	
仲井 恒裕	男	富士宮市PTA連合会 会長	
三富 紀敬	男	静岡大学 人文学部 教授 ・ 経済博士	会 長
渡辺 敏由	男	富士宮市立富丘小学校 教諭	

富士宮市男女共同参画プラン（素案）に対する提言書

平成10年10月15日

富士宮市長 渡辺 紀 様

富士宮市男女共同参画プラン懇話会
会 長 三 宮 紀 敏

「富士宮市男女共同参画プラン」(素案)について (提言)

平成10年7月6日付、富士生第275号をもって依頼のありました、「富士宮市男女共同参画プラン」(素案)について、下記のとおり提言します。

市はこの提言を踏まえて、速やかにプランを策定するとともに、策定後は市民の意見を十分取り入れながら、その総合的かつ効果的な推進に努めるよう希望します。

記

1 提言書 別紙のとおり

提 言 書

平成10年10月

富士宮市男女共同参画プラン懇話会

1 総括的事項

(1) プランの役割について

このプランの役割は、家庭・学校・職場・地域等のあらゆる分野における活動を結び付け、社会全体の男女共同参画につなげるための指針となるべきであります。

男女共同参画社会の実現に向けて最も重要であるのは、あらゆる分野における「市民一人ひとりの男女共同参画社会に向けた自発的な努力」であります。

中でも、家庭は、全ての分野に係る重要な基本的な場であるとの認識を立、家庭を軸とした各分野の連携を最も重視すべきであります。

(2) プランのネーミングについて

このプランの題目を、広く市民に認知させるためにも、現在の名称である富士宮市男女共同参画プランの他に、市民に親しまれるネーミングについて検討されるよう提言します。

参考までに懇話会においては次の案が出されました。

- ・富士山ろくで 男女が共に創る わくわく未来プラン
- ・ふじさん わくわく 参画プラン ~より良いパートナーシップを目標して~

以上2点

- 1 -

2 プランの内容について

(1) プランの基本的な考え方について

- ・総括的事項における (山)プランの役割についての提言を「プランの基本的な考え方」の中に生かすこと。

(2) 基本計画について

①基本目標1「あらゆる分野における男女共同参画の推進」について

- ・第三次富士宮市総合計画において、各種の懇話会や委員会への女性委員の参画について目標を定め、これまで一定の成果を上げているが、今後とも目標の早期達成及び、最終的な目標である男女の比率が同数となるよう努力すること。さらに、これら懇話会等に留らず、市政全般に 걸쳐女性の参画、意見の取り込み等を積極的に行うこと。
- ・基本方針2において、男女共同参画社会実現のための重要な場である「家庭」と、市民意識を生み出す場である「地域」との連携について留意し、基本方針、基本方向を再構成すること。
- ・国際社会における男女共同参画・男女平等の現状を把握研究し、市民に対し、国際化の発地から男女共同参画の現状の差を認めること。

- 2 -

②基本目標Ⅱ「男女共同参画を目指す生産学習の推進」について

- ・学校における男女共同参画の意識づくりについて新たに基本方針を策定し、施策を再構成すること。
- ・学校における男女平等の推進について、PTAの役割を明示すること。また男女共同参画の視点にたったPTA活動について調査研究を行うこと。
- ・学校において、保護者を対象とした行事や研修等を開催する場合は、男性や働く女性が参加しやすいよう日時等に十分配慮すること。

③基本目標Ⅲ「男女共同参画の視点にたった労働環境の整備」について

- ・女性の就業機会の拡大と職業能力の向上に努めると同時に、特に女性自身の職業意識の向上に向けた方策を盛り込むこと。
- ・男女の賃金格差の是正や労働時間短縮など、職業意識の改善について一層の啓発に努めること。特に、近年顕著となっているセクシャルハラスメントについては、防止に向けての啓発に努めること。
- ・農業・商業における女性の参画促進を、工業、建設業等をきめたい自営業全般に渡ったものとする。また、自営業者の仕事と家庭責任の両立について、実態把握及び支援に向けての研究を行うこと。
- ・家庭責任は男女双方が協力して果たすという認識に立ち、育児休業法、介護休業法の周知・徹底を図るとともに、同休取を男性が積極的に利用できるよう、事業主や男性労働者に対する啓発に取り組むこと。

④基本目標Ⅳ「男女共同参画を支えるための女性の健康と福祉の向上」について

- ・子育ては先ず家庭の男女共同参画が基本であることを明示し、基本方向の中心に置くこと。
- ・共働き家庭における小学校低学年児童の放課後対策のための受け皿が限られていることから、学習クラブの充実を図ること。
- ・現在の介護を担っているのは殆どが女性であることから、男性を含めて家族全員が積極的に介護に関わるよう啓発に努めること。また、介護を家庭の中でのみ行うとする傾向が強いことから、さまざまな介護サービスを積極的に利用するよう情報提供や啓発に努めること。
- ・高齢者＝弱者という発想のみではなく、「高齢者の社会参画の促進」という観点から基本方向を新たに示すこと。その際、高齢者自身のボランティア活動を促進するための施策を盛り込むこと。
- ・高齢者に対応すべく、介護・福祉技術の普及を目指し、講座、教室等を積極的に開催すること。また、介護に関わる人材の育成及びその活用について調査・研究すること。
- ・シルバー人材センターに対し、女性高齢者を積極的に活用するよう要望すること。
- ・女性への暴力（ドメスティックバイオレンス）については、個人の被害に止めず、男女共同参画の観点から社会的・構造的経緯と捉え、対策に向けての施策を示すこと。

3 プランの推進について

(1) プランの推進体制等について

プランに掲げた施策を積極的に着実に推進するため、推進体制について次のように提言します。

- ・男女共同参画社会の実現を図るためには、プランの中で具体的に掲げられている施策にわたる施策を、各分野との連携をとりつつ、積極的にかつ総合的に推進することが強く求められることから「富士宮市女性行政推進会議」の総合調整機能を十分発揮すること。
- ・男女共同参画社会のあるべき姿を、行政自らが市民に示すことは大変重要であることから、行政に関わるすべての職員が男女共同参画に対する意識を高めるよう研修機会や情報提供の充実を図ること。
- ・プランに掲げた施策の進捗状況については、その実績・効果・達成度等について定期的に集約するとともに、市民に対してわかりやすく公表すること。また、行政における男女共同参画の現状、問題点等について常に把握するため、定期的に市民意識調査等を行い施策への反映を図ること。
- ・当委員会も、この提言をもって解散となるが、プランの進捗状況や施策について、行政に意見を述べる事ができる、市民による連絡調整を設けること。
- ・男女共同参画に対する市民意識の向上を図るためにも、「男女共同参画都市宣言」や「男女共同参画の日」の制定について検討を行うこと。

(2) プラン推進のための女性センターのあり方について

平成11年4月に富士宮市女性センターが開設されますが、プランの策定と女性センターのオープンを同時に行うことは全国的にも例がなく、市の積極的な取り組みを高く評価します。また、富士宮市の人口規模で女性センターを整備している自治体は極めて珍しく、その運営については多くの人が注目しております。

そこで、プランを推進するための女性センターのあり方について次のとおり提言します。

- ・女性センターの目的及び役割について広く市民に周知すること。
- ・女性だけでなく男性も積極的にセンターを利用するよう事業等を工夫すること。
- ・女性団体の自主的な活動を支援すると共に、団体間の交流促進を図るための事業を推進すること。
- ・子育て中の女性や、仕事を持つ女性が利用しやすいよう設備、運営に配慮すること。
- ・女性センター機能の核となる相談事業においては、質の高い相談事業が提供できるよう、人材の確保及び育成に努めること。
- ・パソコン等を積極的に活用し、情報の収集・提供に努めること。
- ・総合福祉会館との複合施設であることや、近隣に保健センターがあることのメリットを生かした事業を推進すること。
- ・先進的取り組みを行っている他市町村女性センターの情報の収集に努め、運営に反映させること。

富士宮市女性行政推進会議設置要綱

(設置)

第1条 富士宮市は、女性に係る行政について長期的かつ総合的な視点に立ち、その効果的な推進を図るため、富士宮市女性行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 女性に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び立案に関すること。
- (2) 女性に関する施策に係る関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- (3) その他女性に係る行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は中村助役、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(関係課長会議)

第6条 推進会議が指定した事項について調査、研究及び検討を行うため、推進会議に関係課長会議を置く。

- 2 関係課長会議は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 関係課長会議は、教育次長が招集し、会議の議長となる。ただし、教育次長に事故があるとき、又は欠けたときは、生涯学習課長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

富士宮市女性行政推進会議委員名簿		
委員長	助 役	中村 伸介
副委員長	教 育 長	藤井 國利
委 員	企 画 部 長	加茂 恒雄
	財 政 部 長	田中 洋
	市 民 部 長	大塚 輝
	福 祉 部 長	前嶋 範由
	経 済 部 長	佐野 洪二
	建 設 部 長	塩川 明
	都 市 整 備 部 長	佐藤 寛
	市立病院事務部長	秋山 武士
	水 道 部 長	高野 喬
	教 育 次 長	石川 猛
	富士宮市芝川町 消防組合消防長	四條 洋成

関係課長会議委員名簿	
秘 書 室 長	渡辺 紀久男
行 政 課 長	塩川 哲章
企 画 調 整 課 長	芦澤 英治
人 事 課 長	斉藤 秀実
財 政 課 長	遠藤 晃
市 民 生 活 課 長	村松 克彦
福 祉 課 長	石川 俊秋
児 童 課 長	持田 貴
保 健 セ ン タ ー 所 長	望月 俊男
農 政 畜 産 課 長	望月 三千夫
工 業 労 政 課 長	市瀬 征英
管 理 課 長	高野 博之
都 市 計 画 課 長	清 義治
市立病院 庶務課長	高橋 美治
教育委員会事務局 庶 務 課 長	山田 好一
学 校 教 育 課 長	高橋 文男
生 涯 学 習 課 長	鈴木 治彦
文 化 課 長	佐野 利男
社 会 体 育 課 長	佐野 征宏
中 央 公 民 館 長	松井 健二
富 士 宮 市 芝 川 町 消 防 組 合 管 理 課 長	戸塚 孝男

※職名・氏名については策定時のもの

(仮称) 富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ設置要領

(設置)

第1条 富士宮市は、富士宮市女性行政推進会議設置要綱（平成7年11月1日市長決裁）に定める富士宮市女性行政推進会議（以下「推進会議」という。）に、男女共同参画社会の形成を推進するため、(仮称) 富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、(仮称) 富士宮市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定に際し、推進会議が指示した事項について調査研究及び関係機関との調整を行う。

(組織)

- 第3条 ワーキンググループは、座長及びメンバーをもって組織する。
- 2 座長は、生涯学習課課長補佐をもって充てる。
 - 3 メンバーは、関係部課長から推薦を受けた職員とする。
 - 4 ワーキンググループは、プランの策定が終了したときは解散するものとする。

(会議)

- 第4条 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

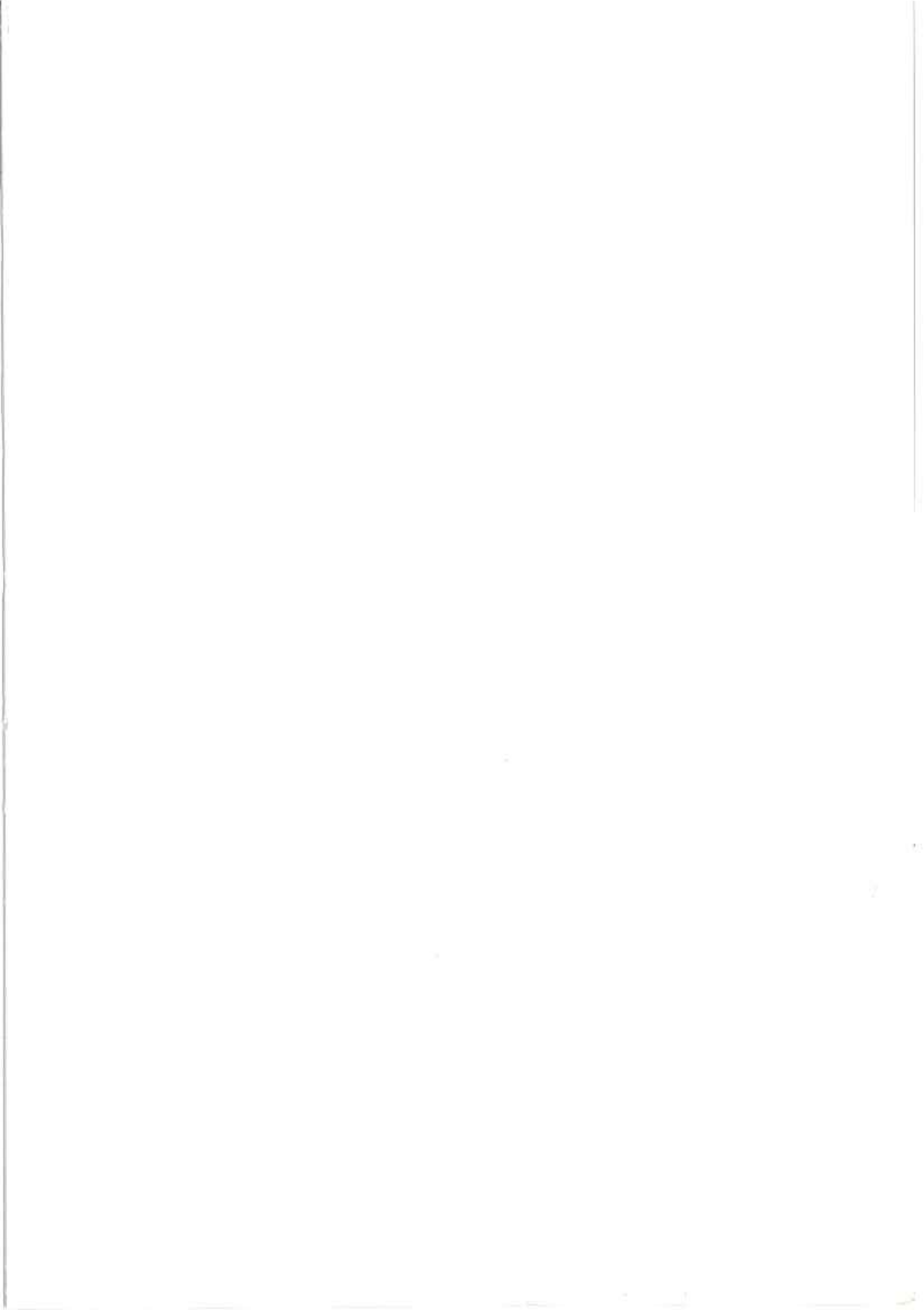
附 則

この要領は、平成9年10月7日から施行する。

(仮称) 富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループメンバー名簿

所	属	補 職 名	氏 名
秘 書 室	秘 書 室 広報公聴係	主 査	篠原 晃信
	秘 書 室 国際交流担当	主 事	松本 和美
企 画 部	人 事 課 人事研修係	係 長	後藤 寿一
	企画調整課 企画調整係	主 任 主 査	小林 秀実
財 政 部	市 民 税 課 市民税係	主 任 主 査	堀江 裕之
	納 税 課 税制係	主 任 主 査	赤池 ふみ子
市 民 部	防災交通課	主 任 主 査	蛭川 寿仁
	市 民 課 戸籍係	主 任 主 査	影嶋 ふじ江
福 祉 部	福 祉 課 保護係	主 事	角田 好和
	保健センター 母子保健係	主 任 保 健 婦	中川 礼以子
	保 険 年 金 課 保険給付係	主 事	久保田 博美
	児 童 課 大宮保育園	主 任 保 母	深沢 君子
経 済 部	農政畜産課 畜産係	主 任 主 査	斉藤 俊彦
	商業観光課 商業係	主 任 主 査	山口 真理子
建 設 部	河 川 課 計画係	主 任 主 査	佐野 正恒
	下 水 道 課 星山浄化センター	主 任 主 査	前島 喜久江
都 市 整 備 部	都市計画課 計画係	主 任 主 査	中野 治代
	市街地整備課 街路係	主 査	石川 幸秀
市立病院事務局	庶 務 課 庶務係	主 任 主 査	石井 富貴子
	医 事 課 入院係	主 事	植松 正和
水 道 部	業 務 課 営業係	主 任 主 査	芝切 尚美
	工 務 課	課 長 補 佐	石川 米一郎
教育委員会事務局	庶 務 課 庶務係	主 事	中村 雅子
	文 化 課 文化財係	主 任 学 芸 員	渡井 一信
	社会体育課 体育振興係	指導主事(主査)	新井 年美
	中央図書館 サービス係	司 書	高橋 正孝
消 防 組 合	管 理 課 庶務係	用 務 員	鈴木 順子
	予 防 課 予防係	消 防 士	伊東 孝幸

※所属・補職名については選出時のもの



～よりよいパートナーシップを目指して～

富士宮市男女共同参画プラン

平成11年3月

発行 ⁽¹⁹⁹⁹⁾ 富士宮市

富士宮市教育委員会 生涯学習課

〒418-8601 富士宮市弓沢町150

電話 (0544) 22-1188